

令和4年度（2022年度）

部の取り組み

枚 方 市

目 次

1. 部の取り組みについて	P. 1
2. 部の取り組みの見方	P. 2
3. 各部における部の取り組み	
危機管理部	P. 3
市長公室	P. 6
総合政策部	P. 8
市駅周辺まち活性化部	P. 11
市民生活部	P. 13
総務部	P. 15
観光にぎわい部	P. 19
健康福祉部	P. 22
福祉事務所	P. 25
保健所	P. 27
子ども未来部	P. 29
環境部	P. 33
都市整備部	P. 36
土木部	P. 38
会計管理者	P. 42
上下水道局	P. 43
市立ひらかた病院	P. 47
総合教育部	P. 49
学校教育部	P. 53
選挙管理委員会事務局	P. 56
監査委員事務局	P. 57
農業委員会事務局	P. 59
市議会事務局	P. 60

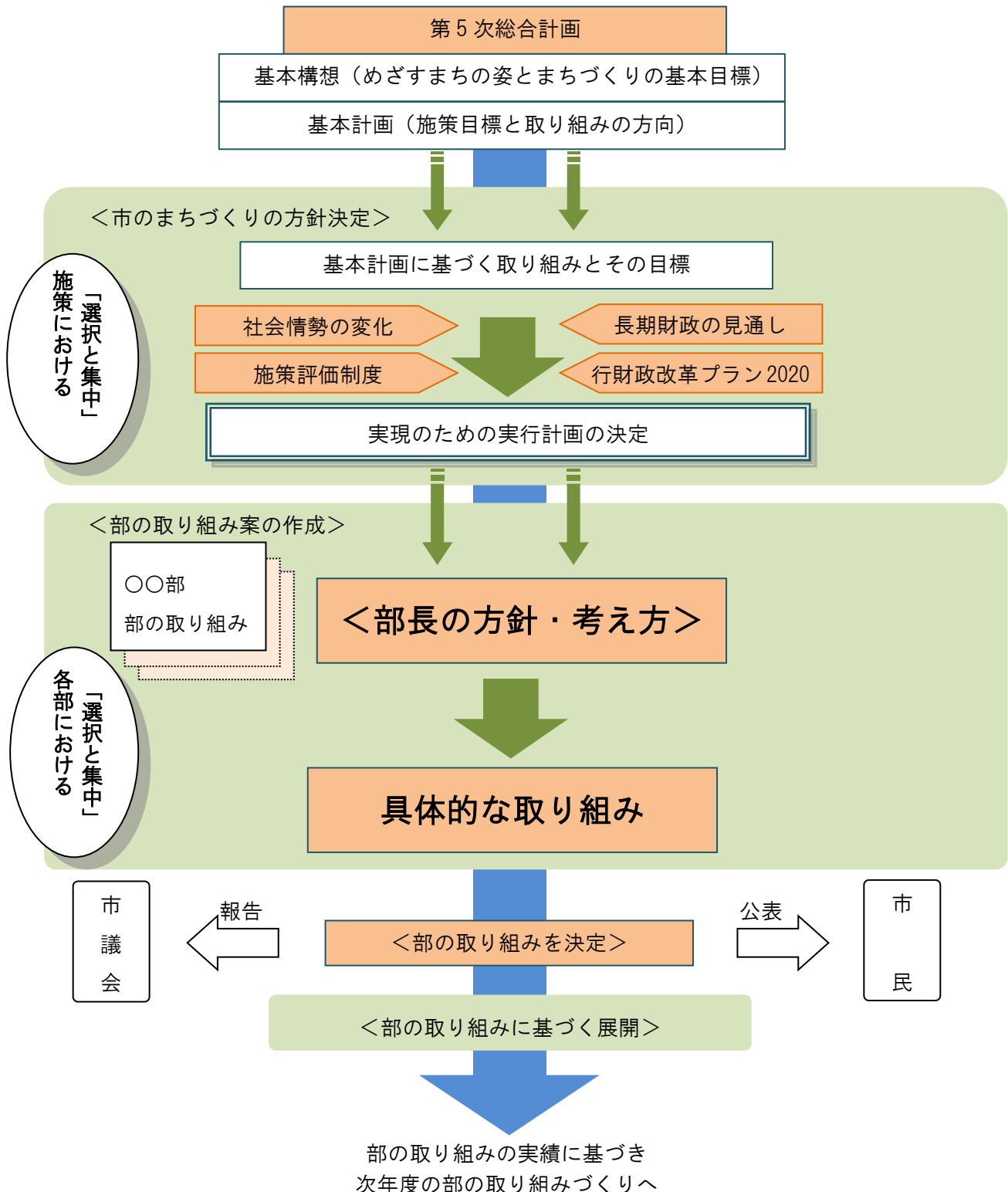
※市議会事務局及び行政委員会事務局等についても、あわせて掲載しております。

1. 部の取り組みについて

枚方市では、選択と集中による経営資源の効果的な投入を実現するため、市のまちづくりの方針決定を行う「施策における選択と集中」と、それを受けて各部が取り組む重点施策や課題を示した「各部における選択と集中」からなる行政経営システムを構築しており、その取り組みの一環として「部の取り組み」を策定しています。

「部の取り組み」は、社会情勢の変化や市民感覚、総合計画や市政運営方針等の基本的な方向性を踏まえたうえで、部の運営に係る部長の方針や考え方、当該年度に取り組むべき優先度の高い具体的な取り組みを示すものです。

行政経営システムの流れ<イメージ>



2. 部の取り組みの見方

令和4年度 (2022年度)	〇〇部の取り組み				
<部長の方針・考え方> ※所掌事務の執行にあたって、部ごとに部長の方針や考え方を記載しています。					
<table><tr><th data-bbox="212 629 352 658"><部の構成></th><th data-bbox="802 629 991 658"><主な担当事務></th></tr><tr><td data-bbox="212 705 772 770">※当該部における課以上の組織を記載しています。</td><td data-bbox="802 705 1318 734">※各部の主な担当事務を記載しています。</td></tr></table>		<部の構成>	<主な担当事務>	※当該部における課以上の組織を記載しています。	※各部の主な担当事務を記載しています。
<部の構成>	<主な担当事務>				
※当該部における課以上の組織を記載しています。	※各部の主な担当事務を記載しています。				

重点的な取り組み：

※部長の方針や考え方に基づいて、今年度に取り組むべき達成に向けた具体的な取り組み内容を記載しています。

重点的な取り組み：

重点的な取り組み：

重点的な取り組み：

3. 各部における部の取り組み

令和4年度 (2022年度)	危機管理部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 近年頻繁に発生する大雨による災害や地震災害に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延など、複合的な危機事象へ対応するため、「自助」「共助」「公助」のさらなるレベルアップと円滑な連携に向けた体制強化を進めていきます。また、日常生活における市民の安全安心を守るため、悪質商法など消費生活における課題への対応を防犯活動と連携して取り組みます。 ①新型コロナウイルス感染症まん延下における実効性のある対策の強化 ②安全安心を維持する防犯対策の推進 ③災害時に誰も取り残さない避難支援の推進 ④自助共助による防災対策の推進 ⑤消費者被害の未然防止の推進	
＜部の構成＞ 危機管理政策課 危機管理対策推進課 消費生活センター	＜主な担当事務＞ (1)危機管理の調査研究、企画、立案及び総合調整 (2)危機管理に係る初動体制の確立及び総括 (3)防災・消防団及び防犯に関すること (4)消費生活に関すること

重点的な取り組み：枚方市新型コロナウイルス対策本部の効率的な組織運営の強化

新型コロナウイルス感染症の発生から2年が経過し、市民の生活や社会活動が大きく変容する中、時間の経過とともに常に課題も変化しています。さまざまな課題に速やかに対応するため、新型コロナウイルス対策本部のより機動的な運用・調整を行うことにより、施策の迅速化を図るなど、さらに効率的かつ効果的な新型コロナウイルス対策に取り組んでいきます。

重点的な取り組み：街頭防犯カメラの更新・増設

街頭犯罪の抑止や犯罪発生時の迅速な対応のため、市内に設置している街頭防犯カメラは、現在1004台運用しています。この内、リース契約期間満了を迎える650台の更新にあわせ、地域からの要望や開発などによる住環境の変化に対応するため効果的に犯罪抑止が機能する場所に30台を増設し、防犯対策の強化を図ります。

重点的な取り組み：LED防犯灯の補助制度の見直し

夜間における犯罪の防止及び市民の通行の安全を図るため、防犯灯を設置し維持管理する自治会等に対し、LED防犯灯の新設に係る費用の補助を行っていますが、平成25年度から平成29年度に実施した防犯灯LED化事業補助金を活用して設置された防犯灯の推奨交換時期（10年）が迫っています。そうした中で地域から防犯灯の更新及び修繕等に対する支援を求める声が高まっている状況を鑑み、現行制度の見直しを進めていきます。

重点的な取り組み：自ら避難が困難な要支援者への避難支援のしくみづくりを促進

令和3年5月に、災害対策基本法が改正され、個別避難計画の作成が新たに市町村の努力義務とされました。

個別避難計画の策定を進めるにあたって、自ら避難が困難な要支援者への避難支援に関する庁内のプロジェクトチームを設置し、市が担う部分と関係機関と連携して進めるにあたっての課題を共有したところです。

今後、本市の特性にあった避難支援の仕組みづくりを進めるため、まずはモデル的に事業の実施を検討していきます。

重点的な取り組み：要配慮者利用施設の避難確保計画の策定等を促進

平成29年に「水防法」、「土砂災害防止法」が改正され、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画の作成等が義務化されました。

今回、船橋川・穂谷川・天野川等の浸水想定区域の拡大により、対象となる社会福祉施設の増加に伴い、改めて市内全対象施設に本計画の策定等を求めるとともに、実効性の高い訓練の実施について啓発していきます。

重点的な取り組み：「広域避難」の実現と地区防災計画の策定支援

風水災害時における、より安全な避難には、浸水想定区域外に避難する『広域避難』が求められますが、その実現には浸水する校区の自主防災組織が、校区外のどの避難所に、いつ、どうやって避難するかを具体的に決めておくことが必要です。

そのために、自主防災組織ネットワーク会議等での議論を通じて、広域避難のルールづくりや校区間の協力関係の構築を進めるとともに、地域間での協議を踏まえた、地区防災計画の策定を積極的に支援していきます。

加えて、地域がその自主性にに基づき、取り組むべき課題や対応方法を決定し、地区防災計画として策定する場合（全体版）や、届出避難所制度に基づいて、その運営ルールや開設基準、受入対象等を計画として策定する場合（テーマ特化型）について、引き続き支援していきます。

また、自動音声配信電話システムの申請対象者を、浸水想定区域・土砂災害警戒区域の外にお住いの高齢者などへ拡充する事で、より安全な避難の実現を進めます。

重点的な取り組み：災害対策基本法の改正等にもなう枚方市地域防災計画等の修正

全国で毎年のように甚大な被害を伴う災害が発生する中で、災害対策における新たな課題が生まれてくるため、これに対応できる体制の見直し等が必要です。

令和2年4月に修正した枚方市地域防災計画について、国の防災基本計画、大阪府の地域防災計画との整合を図りながら、新たに避難所等における新型コロナウイルス感染症対策等を追記するとともに、引き続き地域が主体となって策定した地区防災計画を掲載するなどの修正を行います。

す。また、本計画の修正と並行して、枚方市災害時受援計画、枚方市業務継続計画(BCP)と枚方市職員災害時初動マニュアルの修正を行います。

重点的な取り組み：家具の転倒防止など住居の安全対策の徹底

阪神淡路大震災では、亡くなられた方の約8割が建物の倒壊等による窒息死や圧死によるものであったと統計データが残っています。

また、気象庁の震度階級関連解説表によると、タンスなど重い家具が倒れるとされる震度は、「震度5強」とされる一方で、本市で近い将来その被害が予測されている南海トラフ巨大地震や生駒断層帯地震では、本市の最大震度は、それぞれ「6弱」・「7」とされています。

このような状況の中で、家具の転倒防止に関する安全対策を推進するため、WEB アンケート等様々な手段で、広く市民のご意見をお聞きすることで、家具転倒対策を実施する上での課題分析を進めるとともに、防災講座やイベントなどで、家具固定に関する普及啓発に取り組んでいきます。

重点的な取り組み：消費者被害対策の推進

消費者が消費生活における的確な意思決定・行動が出来るよう、啓発紙の配布や講演会等を通じ、市民の消費者問題に対する意識の向上に努めます。特に令和4年4月の成年年齢の引き下げに伴う消費者啓発に取り組み、被害の未然防止を図ります。

また、消費者被害に遭われた時に消費生活センターへご相談していただけるよう、市内各所でPR活動等を通じ、当センターの周知に努めるとともに、訪問勧誘販売といった悪質な消費者トラブルが発生している地域に対して、危機管理部内で連携し青色防犯パトロール車で巡回するなど重点的な取り組みを始めます。

あわせて、高齢相談者等への取り組みを強化するため、平成31年4月1日に設置した「消費者安全確保地域協議会」の構成機関と連携し、消費者被害の未然防止・早期解決に繋がります。

令和4年度
(2022年度)

市長公室の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

- ◆ “伝えた” から “伝わった” へ、
“提供した” から “役立った” へ、
そして “ヒトゴト” から “ジブンゴト” へ。
すべては市民の幸せのために、、、

2年に及ぶウィズコロナで経験を活かし、常に市民と向き合い、寄り添い、思いを共有して、「誰一人取り残されないまちづくり」を目指し、市長公室全職員が結束し、積極的かつ創造的に施策を展開する。

- ・ユーザビリティ、情報発信力の強化に向けた全庁的な体制の構築
- ・市制75周年・大阪万博開催を見据えた、市民をつなぐシティプロモーションの推進
- ・「(仮称)人権施策基本計画」の策定と合わせ、お互いを思いやり、多様性を認め合い、一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを効果的・総合的に推進
- ・多様化する相談内容に対応するため、オンライン相談を導入するとともに、一人ひとりの思いに向き合いながら「市長への提言」を効果的に市政に反映する。
- ・地域活動の担い手不足等の課題解消に向け、大学との連携やICT活用の検討

＜部の構成＞

秘書課
広報プロモーション課
広聴相談課
人権政策室
市民活動課

＜主な担当事務＞

- (1) 秘書に関すること。
- (2) 広報活動、シティプロモーションに関すること。
- (3) 報道機関との連絡に関すること。
- (4) 広聴及び市民相談に関すること。
- (5) 人権、非核平和及び男女共同参画施策に関すること。
- (6) 住民自治の振興及び市民活動の支援に関すること。

重点的な取り組み：情報発信力を全庁的に強化する体制の構築

市の発信する情報が市民にわかりやすく適切に届けられるよう、広報紙や市ホームページ、SNSなど多様な情報発信媒体の効果的な活用に向けた庁内横断的な検討体制を整備し、情報発信力の底上げを進めます。また、外国人等に向けた情報発信力の強化を図るため広報ひらかたで使用している多言語アプリ「カタログポケット」について、市の各部署で発行するチラシやリーフレットなど全庁的に活用できるよう、事務手続きの整理や関係各課との調整等を行います。

重点的な取り組み：市制75周年・大阪万博開催を踏まえたシティプロモーションの実践

市制施行75周年記念にあわせ関連事業のPR戦略を関係部署と連携し、効果的に推し進めるとともに、2025年の大阪万博開催も見据えた取り組みにつなげられるよう組織横断的な体制のもとプロモーションを進めます。また、同記念事業として市テーマソング「この街が好き」を市民ら1000人で合唱するイベントを実施するとともに、令和4年3月にオープンしたシティプロモーションサイトにおいて魅力あるコンテンツの充実を進め、市の魅力を効果的に伝えることで誰もが暮らしたくなるまちをめざします。

重点的な取り組み：人権施策を推進する取り組み

人権問題の多様化・深刻化が進む中、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷や偏見・差別、SNS への心無い書き込みなど、新たな人権課題への対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、様々な人権問題に対応する施策を効果的・総合的に推進するため、「(仮称)人権施策基本計画」を策定します。

また、計画の実効性を高めるため、あらゆる人権侵害を許さないという市の姿勢を発信するとともに、人権問題の分野ごとに本計画に基づく取り組み状況を確認するとともに、人権施策を推進していきます。

重点的な取り組み：性的マイノリティへの支援に係る取り組み

性的マイノリティへの偏見、差別の解消に向け、性の多様性について正しい理解を促進するため、引き続き、市民を対象とした啓発事業のほか、関係機関と連携し、子ども、事業者への働きかけを行います。

また、性的マイノリティ支援として導入しているパートナーシップ宣誓制度について、宣誓者の負担を軽減できるよう、大阪府と府内でパートナーシップ宣誓制度を導入している本市を含めた7市間において、相互連携協定の締結に向けた協議を進めていきます。

重点的な取り組み：男女共同参画を推進する取り組み

ジェンダー平等の実現に向け、第3次男女共同参画計画改訂版に基づき、性別を理由とする差別や不平等、暴力をなくすため、性別役割分担意識の解消やDV防止に向けた啓発、政策及び方針決定過程への女性参画の促進など、ジェンダーギャップを埋めるための取り組みを進めます。

特に、身体的性差への理解促進は、男女共同参画推進の基盤であることから、その性差を踏まえた女性の負担軽減につながる取り組みの一つとして、市庁舎等への生理用品の無料配置を進めます。

重点的な取り組み：広聴相談体制の強化・充実

ウィズコロナ社会での市民の不安や悩みにしっかり寄り添い、多様化する相談内容にも幅広く対応していくため、昨年度に試行導入したオンライン相談の本格導入に取り組むなど、さらなる相談体制の充実を図ります。

また、社会状況がめまぐるしく変化する中、多様化・複雑化する市民の不安や悩みに引き続き耳を傾けるとともに、市民から寄せられる「市長への提言」については、担当部署と連携しながら一人ひとりの思いに向き合い、効果的に市政へ反映できるよう取り組みを進めます。

重点的な取り組み：地域活動活性化の推進

コミュニティや自治会においては、活動の担い手不足や役員への業務の集中等が課題となっています。

これらの課題を解決するため、枚方市コミュニティ連絡協議会と連携して、運営面でのアドバイスや、担い手不足解消に向けた大学との協働、また、現在、紙で行うことで仕分けによる負担や周知に時間を要している回覧のICT化について検討するなど、地域活動活性化の推進に向け取り組みます。

令和4年度 (2022年度)	総合政策部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 新しい時代への転換期となる今、社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応していくとともに、多様性、新たな価値観や課題を踏まえた施策を推進していく必要があります。そのため、持続可能な行財政運営の確立とさらなるまちの魅力向上や活性化をめざし、EBPM（根拠に基づく政策立案）、公民連携、ICTの活用などを推進していきます。 ①市民目線での課題解決を常に意識し、各部と共に考え、共に前進 ②様々な社会変化に対応する施策展開と行財政改革 ③DXの推進、スマート自治体の実現に向けたICT施策の展開 ④効果的な予算編成と健全な行財政運営への取り組み ⑤市民サービスの向上と行政課題の解決に向けた公民連携の推進	
＜部の構成＞ 企画政策室企画課 企画政策室政策推進課 財政課 行革推進課 DX推進課	＜主な担当事務＞ (1)市の政策、予算の編成、財政に関係する事務 (2)2025大阪・関西万博に関連する事務 (3)公民連携に関する事務 (4)行政評価・行政改革に関係する事務 (5)DX推進に関係する事務

重点的な取り組み：一人ひとりが輝くまち枚方の実現に向けた取り組み

2030年のSDGsの達成、2025年の大阪・関西万博のレガシーを見据え、枚方のまちが“良くなった”“もっと良くなる”と感じられるよう、より一層必要な施策の見極めと行政サービスの質の向上を図ります。

そのため、総合調整役として、各部署と共に、課題を的確に捉えたうえで、幅広い視点と客観的・科学的な数値データ等エビデンス（根拠・証拠）を基に、DXの推進、行財政改革、公民連携といった手法を最大限に活用する解決策を見出していきます。

重点的な取り組み：2030年SDGsの達成及び2025年大阪・関西万博に向けた取り組み

令和3年7月に策定した「枚方市SDGs取組方針」に基づき、SDGs17のゴールと第5次枚方市総合計画に掲げる施策目標を連動させて施策を展開するとともに、市域にSDGsの「ジブンゴト」意識の浸透を図り、行動変容につなげていくため、市民、学生、事業者など、本市に関わる全てのステークホルダーと一緒に取り組めるしくみを創設します。

また、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」と関連付けた本市における万博に向けた取り組みを本格稼働させ、SDGsの達成につなげます。

万博に向けた具体的な取り組みとしては、市制施行75周年記念事業において本市の魅力発信や万博の機運醸成を図るとともに、本市をパビリオンとして捉え、市駅周辺や東部地域などを舞台に、健康や環境、デジタル、国際化など様々な分野における取り組みを市民や事業者など多様な主体と共に推進し、より一層魅力あるまちへと進化させ、まちへの愛着の向上や地域経済の活性化を図ります。

重点的な取り組み：EBPM（根拠に基づく政策立案）の推進

エビデンスとなるデータを取得し、その利活用の充実を図るため、市内のイベント参加状況や、施設の利用状況等を数値で把握することが可能となる人流データ分析サービスを導入するとともに、市民意識やニーズのより効率的な数値化を図るため、回答・集計が容易な Logó フォームを活用したアンケートを実施します。

これらの取得したデータのオープン化を図り、庁内での積極的なデータ利活用に向けて取り組みます。

また、選択と集中の視点のもと、より効率的・効果的な事業執行とするため、令和3年度に引き続き、各事務事業に設定したロジックモデル※や到達目標（指標）を活用し、企画課・財政課・行革推進課が連携して事務事業の見直しに取り組みます。

※ロジックモデル … ある事務事業がその目的を達成するに至るまでの論理的な因果関係を示したもの。

重点的な取り組み：デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

デジタル技術を活用し、浸透させることで、市民の利便性の向上と合わせ、市役所業務の効率化を図り、人的資源をさらなる行政サービスの向上につなげる取り組みを進めます。

そのため、行政サービスの予約や申込など電子申請の拡充、窓口相談等来庁予約サービスの利用拡大に向けた取り組みを進めるとともに、申請データを業務システムに連携するための申請管理システムを導入します。また、本庁舎市民課窓口のほか、全支所、枚方市駅市民サービスセンターで住民票等各種証明書の発行手数料へのキャッシュレス決済端末の導入や現在運用中の電子申請サービスにクレジットカード決済機能を追加します。あわせて、DX を効果的に推進するため全庁横断的なプロジェクトチームを創設します。

また、住民基本台帳や国民健康保険など基幹系の業務システムについて、標準化法に基づく標準化・共通化を進めるため、当該システムの次期更新に向けて、標準システムの導入を前提とした検討を進めます。

重点的な取り組み：安定した財政運営の維持への取り組み

将来に向けて安定した財政運営を維持するため、新型コロナウイルス感染症による歳入・歳出両面からの財政負担への影響を踏まえた上で、枚方市駅周辺の再整備を始めとした本市の重点事業について、その実現可能性を検証するなど、長期的な視点による財政状況の把握に努めます。

また、予算編成において、限られた財源を効果的に配分していくとともに、社会経済情勢の変化に柔軟に対応できるより強固な財政基盤の確立を目指します。

重点的な取り組み：行財政改革プラン 2020 に基づく取り組み

現行プランの終期となる令和5年度末を見据え、個別改革課題について、適切な進行管理を行い、取り組み目標の達成に向けた着実な推進を図ります。また、既存の仕組みにとらわれない視点で新たな課題を掘り起こし、さらなる改革につなげます。

重点的な取り組み：公共施設マネジメントの推進

今後老朽化が懸念される公共施設について「枚方市公共施設マネジメント推進計画」及び「個別施設計画（総合編）」に基づき、施設の「長寿命化」「複合化」「集約化」などを進めて最適な施設配置を実現できるよう、公共施設マネジメントを全庁横断的に推進します。

重点的な取り組み：公民連携による取り組み

市有財産の有効活用として、ネーミングライツの対象を拡充し、総務部との連携により 75 周年記念事業イベントをはじめとするソフト事業を対象にしていくことで、新たな財源を確保するとともに、事業 PR と事業内容のより一層の充実を図ります。

また、地域再生計画の策定による企業版ふるさと納税制度の活用を図るとともに、公民連携プラットフォームを通じた企業や大学等からの提案を実現化していくことで、市民サービスの向上や地域経済の活性化など本市の行政課題の解決に向けた施策の推進に加えて、提案者の新たなビジネスチャンスの開拓や新たな価値の創造を図り、市民・行政・提案者の3方良しとなる取り組みを進めます。あわせて、公民連携への理解を深めるとともに、公民連携による事業の充実を図るため、全職員を対象にした勉強会を開催します。また、様々な部署の担当者間の課題共有や意見交換により、公民連携の活用の幅を広げることで、複合化した課題解決にもつなげていきます。

令和4年度
(2022年度)

市駅周辺まち活性化部の取り組み

<部長の方針・考え方>

- ①地域資源を生かした魅力あふれる拠点づくりの推進
- ②枚方市駅周辺再整備に向けた機運の醸成
- ③国・大阪府をはじめ事業者など様々な関係者との連携、協力
- ④議会や市民への丁寧な情報共有

<部の構成>

市駅周辺まち活性化部

<主な担当事務>

- (1) 枚方市駅周辺の再整備に係る企画、立案、調整及び実施に関すること
- (2) 枚方市駅周辺の再整備等に係るエリアマネジメントに関すること

重点的な取り組み：枚方市駅周辺再整備の推進（③街区を除く）

枚方市駅周辺再整備については、枚方市駅周辺再整備ビジョンの実現に向けて、自然や歴史文化といった多くの地域資源を生かしながら広域都市圏の中心的な機能を集積する広域中心拠点を目指し、令和3年3月に策定した枚方市駅周辺再整備基本計画に基づき取り組みを進めていきます。

具体的には、④⑤街区のまちづくりでは、実現性や魅力をさらに高めていくため、令和3年度に市民意見聴取などを踏まえて作成したまちづくりの考え方（骨子案）などを基に、民間事業者に対して「サウンディング型市場調査」を実施し、④⑤街区の市有地を有効活用したまちづくりの考え方（案）として、新たな土地活用や誘導するコンテンツの考え方を示していきます。

併せて、国・大阪府・市有財産の最適利用のまちづくりを目指し、国・大阪府と更に情報の共有を図りながら、新庁舎の位置や都市計画の決定に向けた取り組みを進めます。

①②街区のまちづくりについては、権利者の生活再建を踏まえた可能性調査等を行い、まちづくりの考え方（案）を示していきます。

また、持続的に魅力が高まるまちづくりに向けて、令和3年度から引き続き、主体的に取り組むプレーヤーの発掘や育成など、エリアマネジメントの仕組みづくりに繋げる社会実験などを実施し、地域主体の取り組みに繋ぐことを目指します。



（図）④⑤街区のまちづくりの考え方（骨子案）

重点的な取り組み：③街区における枚方市駅周辺地区第一種市街地再開発事業の推進

③街区のまちづくりは、他の街区に先駆け駅前交通広場及び区画道路等の公共施設の整備による交通結節点機能の強化と合わせて、土地の高度利用による多様な都市機能の集積と都市居住の誘導を図るとともに、歩行者回遊動線の形成、防災機能の強化に向け、権利者主体の市街地再開発事業として実施しており、令和5年度以降に建物等工事の順次完了を目指しています。

令和4年度は、市街地再開発組合が予定している既存施設の解体工事を完了させ、建築工事の推進を図るため、引き続き、国、大阪府と連携して補助金や技術的支援を行います。

重点的な取り組み：新庁舎整備に向けた検討

新庁舎整備については、国との合同庁舎化の検討やサウンディング型市場調査の結果を踏まえ作成する④⑤街区の市有地を有効活用したまちづくりの考え方（案）と整合を図りながら、ICTを積極的に活用することで、ワンストップ化が図れる総合窓口の検討やスマート自治体を実践できる、よりコンパクトな新庁舎を目指して検討を進めます。

③街区での行政サービス再編については、枚方市駅周辺の魅力や行政サービスの質、市民の安全性・利便性の向上を図るため、市街地再開発組合と連携を図りながら、内装設計の完了及び不動産の取得手続きを順次進めていきます。

令和4年度 (2022年度)	市民生活部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ①市民の視点に立った丁寧な窓口サービスの提供 ②新型コロナウイルス感染防止対策を講じた窓口の適切な管理 ③スマート自治体を見据えた市民サービスの向上	
＜部の構成＞ 市民室地域サービス課 市民室市民課 国民健康保険室国民健康保険課 国民健康保険室後期高齢者医療課 年金児童手当課 医療助成課 税務室市民税課 税務室資産税課 税務室納税課 税務室債権回収課	＜主な担当事務＞ (1)戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、住居表示に関する こと。 (2)番号法に基づく個人番号の付番及び個人番号カード の交付等に関すること。 (3)国民健康保険に関すること。 (4)後期高齢者医療に関すること。 (5)国民年金に関すること。 (6)児童の扶養に係る手当に関すること。 (7)医療助成に関すること。 (8)市税に関すること。 (9)税外債権に関すること。

重点的な取り組み：マイナンバーカードの普及促進

令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを目指し、国はマイナンバーカードの普及の推進を図っており、本年6月頃からはマイナポイント事業第2弾も本格実施されます。本市においても、マイナンバーカードがスマート自治体への転換のためには欠かせないため、マイナンバーカードのさらなる普及促進を図っていく必要があります。

そのため、公共施設やショッピングセンターなどへ出張し申請受付を行うとともに、第4日曜日以外の臨時開庁やカード交付窓口の増設及び時間延長など、マイナンバーカードを円滑に取得できるよう普及促進に取り組めます。

重点的な取り組み：証明発行手数料のキャッシュレス決済の実施

行政・事業者・市民などあらゆる主体がデジタル化による恩恵を享受できるスマートシティ化の推進の一環として、各種証明書の発行手数料の支払いにおけるクレジットカードや電子マネー、QRコード決済によるキャッシュレス決済を、本庁証明発行コーナー・各支所・枚方市駅市民室サービスセンターの窓口を導入します。この取り組みにより、市民の利便性の向上や新型コロナウイルス感染症の感染防止を図ります。

重点的な取り組み：本人通知制度の活用を含めた証明交付事業の適正な運用の促進

住民票の写しや戸籍謄本等は第三者でも取得できることから不正請求や不正取得の抑止を目的として、その事実を本人に通知する制度を実施しているところです。本制度の利用者の拡大を目指し、昨年度の取り組みに加え、商業施設での出張受付を実施します。

重点的な取り組み：国民健康保険料の収納率向上

国民健康保険料の収納率 94.2%を目標に収納率向上の取り組みを進めます。現年度保険料収入に重点を置き、携帯電話・スマートフォンのショートメッセージサービス（SMS）を活用した納付催告の本格実施を行う他、債権回収課の体制強化に併せて滞納案件の積極的な移管を行うとともに、財産調査や滞納処分の強化も図ります。

一方で、滞納者によりそった丁寧できめ細やかな納付相談を実施します。

また、口座振替が納付忘れの防止に有効であることから、納付書払いから口座振替に変更された方に、ひらかたポイントの付与及び1,000円相当のQUOカードを進呈する事業を行います。

重点的な取り組み：原動機付自転車のオリジナルナンバープレートの交付

市制施行75周年記念事業として、原動機付自転車50cc以下、90cc以下、125cc以下に合計4100枚のオリジナルナンバープレートを交付します。デザインは本市PR大使に依頼し、本年12月頃から交付予定としています。

重点的な取り組み：土地参考図データのホームページへの公開

土地参考図の閲覧は、窓口に閲覧用の土地参考図（製本）を設置し、来庁者が無料で閲覧できるようにしていますが、市民サービスの向上、デジタル戦略、窓口業務の効率化の観点から、本市のホームページ上で閲覧できるよう改善に取り組みます。（令和4年7月実施予定）

重点的な取り組み：市税収入の確保

市の財源の根幹となる市税収入については、令和3年度においても新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、経済の低迷及び担税力の低下等で厳しい徴収環境でありましたが、納税者の事情等を考慮しながら公平かつ公正な徴収を行うことができました。

令和4年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響などにより納付環境が厳しい納税者については、状況に応じて柔軟かつ適正な対応を行っていきます。

また、滞納整理にあたっては、これまで効果のあった取り組みを継続することにより、市税収入の確保に努めます。

具体的な取り組み：税外債権に係る未収金対策等の取り組みの推進

税外債権に係る未収金対策の取り組みとして、徴収に関する高度な知識・技術を身につけるとともに、公平かつ公正な債権管理・回収を行うため徴収体制の強化を図ることで、徴収率の向上と未収金額の圧縮に努めます。

令和4年度
(2022年度)

総務部の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

より良い市民サービスの提供のため、地方公務員としての能力向上を図ることにあわせて、職員一人ひとりが自ら考え行動し組織の目標・理念を理解するとともに、風通しのよい組織風土の全庁的な定着に向けて主導的役割を果たしながら、以下の取り組みを実践することで、失敗を恐れず変化・変革に挑戦できる組織の構築に取り組めます。

- ① 目的意識をしっかりと持ち、失敗を恐れず変化に柔軟に対応できる人材の育成と組織風土の醸成
- ② 職責、組織を超えて横断的につながり、相互応援で業務平準化を図るなど組織一丸となる体制の構築
- ③ 職員一人ひとりの思いや考えをくみ取る風通しのよい風土を醸成し、新しい発想を結集して、改善・挑戦し続ける組織の構築
- ④ 地方公務員としての役割を認識し、知識や必要な技術を身につけるための自己研鑽を図り成長することができる職員の育成

＜部の構成＞

人事課
職員課
コンプライアンス推進課
総務管理課
財産管理課
契約課
工事検査課

＜主な担当事務＞

- (1) 職員の人事、人材育成、給与等に関する事務
- (2) 公正な職務執行の推進、情報公開に関する事務
- (3) 文書管理、法規、情報公開及び個人情報保護に関する事務
- (4) 庁舎管理、統計に関する事務
- (5) 市有財産総括管理・活用、財産区に関する事務
- (6) 契約、建設工事の検査に関する事務

重点的な取り組み：変化・変革に挑戦できる職員の意識改革、風通しのよい職場づくり

令和3年3月に改定した人材育成基本方針の「理念」を実現するため、すべての職員が「職員のあるべき姿」、「職員の行動指針」に基づき、方向性を一つにして人材育成の取り組みを行うよう、人事諸制度の改編や各種訓練・研修等の取り組みを進め、失敗を恐れない、変化・変革に挑戦できる職員の意識改革を図るとともに、風通しのよい職場づくりに向けた取り組みを進めます。

具体的には、総合評価制度に係るチャレンジ精神や能力発揮の取り組みとして実施した「 $+\alpha$ 評価」については、昨年度の実績を踏まえて検証し、制度充実に向けて取り組むとともに、表彰制度を活用し庁内活性化を図ります。

また、風通しのよい職場づくりに向けては、人材育成や組織マネジメントに関して外部有識者による講演・研修を実施し、組織全体の意識改革を進めます。併せて、職員一人ひとりの当事者意識を高めることにより、コンプライアンス意識の更なる向上、ハラスメント事象の未然防止など、これまで以上に人権が尊重される職場風土の醸成をめざします。

重点的な取り組み：総人件費の抑制に向けた着実な取り組み

簡素で機能的な組織体制の確立による、より効率的・効果的な行財政運営の実現に向け、令和3年3月に改定した職員定数基本方針に基づき、社会の変化に即した職員数の最適化と総人件費の抑制を図ります。

そのため、業務の効率化、行政サービスを目的とした更なるデジタル化や、公民連携、外部人材の活用、また、職員が担うべき業務の役割の明確化を進めるとともに、ピラミッド型の組織体制の確立に向け、さらに簡素で機能的な組織への転換に取り組めます。

重点的な取り組み：定年引上げにかかる制度構築

少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する状況の中、公務においては、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要です。

こうした社会情勢を踏まえ、地方公務員法が改正されたことに伴い、令和5年度から予定されている定年の段階的な引上げについて、国からの方針に基づき、本市の組織活力のさらなる維持・向上を図るための制度構築を進めます。

今後、人件費の影響額及び他市の動向も踏まえ、関係条例の改正手続きを進めていくとともに、高齢期職員の幅広い職務における活躍を促し、かつ、その多様な知識や経験を公務内で積極的に活用するため、その役割を明確化し、本人のモチベーションを維持しながら組織への貢献を高める人事管理の在り方の検討など環境整備を進めます。

重点的な取り組み：健康経営の推進

職員の更なるワーク・ライフ・バランス、健康管理を充実させる観点から、庁内の健康経営の推進に向け、これまでから行っている健康診断の受診勧奨などの取り組みを引き続き実施しつつ、庁内における議論を重ね、市長をトップとした健康経営推進本部を設置し、6月に本市における健康経営の方針を明文化した「健康経営宣言」を策定し、内外への発信を行います。

健康経営を推進する具体的な取り組みとしては、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善のほか、長時間労働の縮減や禁煙支援などに引き続き取り組みつつ、産業医等の専門職や関係部署との連携を図りながら、ひらかたポイントと連携した健康ウォーキングアプリによる運動機会の増進など、職員の健康づくりのための効果的な取り組みを検討・実施していきます。あわせて、健康経営の市内事業所への普及・啓発を進めるという行政の立場を踏まえ、社会的な評価を受ける顕彰制度である、経済産業省が設計する健康経営優良法人 2023 について、大阪府内の自治体では初となる認定取得をめざします。

重点的な取り組み：改正個人情報保護法への対応

デジタル改革関連法の制定に伴い、改正個人情報保護法が令和5年4月に施行予定となっており、地方公共団体における個人情報の取扱いに関しては、同法に基づく規律が直接適用されることとなります。このことに伴う本市の個人情報保護に関する制度整備を行うとともに、市民への周知を図ります。また、庁内での個人情報保護制度の適正な運用と、匿名加工情報などデータの有効な利活用に向けた研修等の取り組みを進めます。

重点的な取り組み：内部統制制度の運用

事務処理におけるミス未然に防止・発見し、行政の組織目的が達成されないリスクを一定の水準以下に低減できるよう令和3年度より運用を開始した内部統制制度について、内部統制の運用状況の評価を行います。この評価結果を踏まえた効果検証により、リスク対応策の見直しを行うなど、制度運用による適正な事務の執行の確保、リスクの未然防止など、更なる制度整備の取り組みを進めます。

重点的な取り組み：ファイリングシステム・執務環境改善事業の推進

公文書の組織管理を徹底するための文書分類の確立と執務環境の整備を進め、文書保管スペースの縮減を図ることで狭隘な庁舎スペースを最大限有効に活用することを目的に、ファイリングシステムへの切り替えを推進しているところであり、今年度は、これまで以上にスムーズな切り替え作業となるよう、庁舎のフロア単位での導入を進めることなどにより、効果的に庁舎スペースの整理を図り、生み出されたスペースを来庁者の待合場所を拡充する等、市民目線に立った明るい庁舎づくりを進めます。

重点的な取り組み：公用電動車の導入

「2050 年二酸化炭素排出量実質ゼロ」の取り組みの一環として、地球温暖化対策を計画的に推進するため、公用車について、災害時の活用にもつながる環境に配慮した電気自動車をリース方式により導入します。また、2030 年度における公用電動車の配置目標と年次ごとの移行計画を明記した方針を策定し、全庁的な取り組みとして着実に進めます。

重点的な取り組み：市有財産の有効活用による財源確保

未利用となっている市有地について、活用に向けた課題整理を行い、順次、売却や貸付を進めます。具体的な売却予定地としては、元明倫幼稚園跡地など不要となった市有地の売却に取り組みます。

また、ネーミングライツについては、これまでに総合文化芸術センター大小ホールなど 12 施設で契約締結を行いました。さらにグレードアップを図った PR パンフレットの配布や企業訪問を行うなど、より積極的な情報発信に努めるとともに、今後は市有施設だけではなく、今年度実施する市制施行 75 周年記念事業など、イベントや講座等のソフト事業へも対象を拡大し、さらなる事業者の参画意欲の向上に繋がる取り組みを進めます。

（効果額：1 億 9204 万円）

重点的な取り組み：発注した業務の効果的な履行の確保の推進

入札・契約過程の公平性、公正性及び透明性を高め、もって競争性の確保及び向上を図るため、入札制度及び契約事務の見直しに、引き続き取り組みます。具体的には、市内事業者の公共調達への参加機会の確保を図りつつ、コスト縮減を図る観点から、類似案件の一括発注など、適切な規模での発注を進めます。また、発注した業務がより効果的に履行されるよう、仕様書や契約書のひな型の整備、業務の監督や検査の仕組の検討を進めます。

重点的な取り組み：電子契約の導入

令和 3 年（2021 年）に地方自治法施行規則が改正され、記名押印をした紙文書による契約書ではなく、電子署名をした電子文書による契約書の導入を推進するための法整備がされました。受注者の負担軽減、ペーパーレス化、事務の効率化を図るため、電子契約の導入に向け、取り組みを進めます。

重点的な取り組み：長期継続契約の対象拡大

令和３年（2021 年）に制定された枚方市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、長期継続契約の活用を始めました。現在は、途切れることなく提供を受ける必要がある設備保守、リース等の契約を対象として運用していますが、施設の機械警備やシステムの保守管理等の契約についても対象を拡大し、取り組みを進めます。

重点的な取り組み：公用車給油へのクレジットカード払いの導入

現在、公用車への給油においては、各車両に搭載したチケット・カードを提示して給油を受け、毎月、給油所からの請求内容の確認を行い、契約で定めた単価での支払をしています。今後は、経費の圧縮及び事務の軽減を図るため、クレジットカード払いの導入に向けた取り組みを進めます。

令和4年度
(2022年度)

観光にぎわい部の取り組み

<部長の方針・考え方>

部内全職員が仕事への「意味」を見出し、力を合わせて取り組めるよう2つのことに取り組めます。

1.「風通しの良い職場」をつくる／2.「共感（エンバシー）得られる対話」を意識付ける

<部の構成>

観光交流課

商工振興課

農業振興課

文化生涯学習課

文化財課

スポーツ振興課

<主な担当事務>

(1)観光及び都市交流に関すること。

(2)商工業に関すること。

(3)農業及び里山に関すること。

(4)文化および生涯学習に関すること。

(5)文化財に関すること。

(6)スポーツに関すること。

重点的な取り組み：戦略的な観光施策の展開

2025年大阪・関西万博に向け、歴史・文化・芸術・スポーツ・食といった本市の観光資源を活用した施策を戦略的に展開し、にぎわいの創出につなげます。



◆市駅周辺で生まれつつある「活性化要素」を生かす

15周年を迎えた「枚方宿くらわんか五六市」は1日約8000人が訪れるまちなか市として人気で定着しています。そうした中、「淀川の舟運」は枚方～大阪間の定期就航が実現し、淀川大堰の新たな水門整備に着手されています。また、昨年オープンした総合文化芸術センターでは音楽や演劇、アートで連日多くの人々が訪れ、令和6年には枚方市駅前に新たなホテルも完成予定です。3年後の万博を前に、枚方宿界隈や枚方市駅周辺のにぎわいを活性化させる要素が生まれつつあり、今後の観光施策の展開に当たってはこれらを積極的に生かす取り組みを進めます。

◆起点は枚方宿「観光をデザイン」する

上記のことを踏まえ、現在の枚方市をかたちづくった歴史を持つ「枚方宿地区」を起点とし、枚方市駅～淀川河川エリア、枚方公園駅までの地域を「面」で捉えることで、万博を見据えたにぎわいの広がり生まれるよう、観光を「デザインする」視点で取り組みます。その中でさらなるツーリズムの開発を進めるため、民間事業者や淀川上流域自治体との連携も深めながら、舟運や河川公園を活用した実証実験を積極的に行います。

◆拠点整備と観光経営体の確立へ

枚方宿を起点とした観光施策を推し進めるためにも、枚方宿のほぼ中心にあり淀川河川公園にも近い幼児療育園跡地の活用については、新たなにぎわい創出の拠点として民設民営での整備に取り組み、民間主導による持続的な運営を視野に地域経済の活性化を進めます。また、戦略的な観光施策を進めるためにも民間主導の観光経営体の確立に向け、具体的取り組みを推進。文化観光協会の役割・連携についても検討していきます。

◆郷土愛育むコンテンツの創造

市外から人を呼び込むことはもちろん、市民が誇りを持って枚方の魅力を発信することにつながる取り組みを進めます。市の花「菊」や「七夕」を活用するとともに、食や楽しみも含めた新たな観光資源の発掘にも着手し、さらなる観光コンテンツの創造につなげます。

重点的な取り組み：文化芸術活動のさらなる発展とにぎわいの創出

◆総合文化芸術センターから「文化芸術のまち」を発信

魅力的で多彩な事業を実施し、市内外から多くの人が来館する施設を目指します。また、枚方市駅周辺のにぎわい創出に向け、周辺商業施設等との業務提携による公演チケット提示割引などを継続します。取扱店舗の拡大や新たな事業者との連携についても検討を進めます。



◆文化芸術活動の「裾野」を拡大

市民総合文化祭（合唱や吹奏楽、演劇や人形劇など）や市展（公募選抜型美術工芸展）を昨年に引き続き開催します。小学校へのアウトリーチや全市立中学校1年生を対象とした大阪フィルハーモニー交響楽団によるフルオーケストラ鑑賞会などを教育委員会と連携して実施します。

重点的な取り組み：文化財の保存と活用

◆百済寺跡の整備と歴史遺産の魅力発信

歴史的建造物である築地塀の復元工事に着手します。市内大学生の協力のもとAR映像(右図)などICT技術を活用した魅力発信にも取り組みます。市内の貴重な歴史文化遺産や資料館についても、市内事業者と連携したツーリズム開発や駅舎へのチラシ配架など公民連携による魅力発信について検討を進めます。



◆文化財を身近に感じられる啓発事業

出土した土器に直接触れられる出土遺物復元作業体験を実施するとともに、市民歴史講座・歴史ウォーク・各種刊行物の発行など普及・啓発に取り組みます。発掘した遺物や遺構は市民が気軽に見られるよう、輝きプラザ2階展示ルームなどで積極的に展示・紹介します。

重点的な取り組み：スポーツ施策の充実

◆あらゆる分野と連携した生涯スポーツの推進

ウィルチェア（車いす）スポーツなどパラスポーツの体験会とパラアスリートの講演会を組み合わせたイベントを開催します（市制施行75周年記念事業）。あらゆる世代がスポーツに親しめる機会の充実や、健康寿命の延伸を目指す生涯スポーツの推進の観点から、文化・観光・健康福祉の分野とも連携を深めます。

◆地元スポーツチームとの連携

枚方が本拠地のチーム「パナソニックパンサーズ」「FC ティアモ枚方」の知名度アップへ、地域と交流できる機会を増やします。応援グッズの作成や情報発信の強化など「観るスポーツ」の促進につなげます。



◆野外活動センターの活性化

東部地域の活性化にもつなげるため、公民連携プラットフォームを活用した民間事業者との連携をより進めるとともに、市民ニーズを把握し施設の環境整備をはじめソフト事業と両輪で活性化の検討を進めます。

重点的な取り組み： 農業の活性化と里山の保全・活用

◆特産物の研究・6次産業化の推進

農業従事者や摂南大学農学部、企業等と連携し、消費者ニーズに対応した「6次産業化」および農業特産物の研究に取り組みます。商品化や販路拡大といった農業者の経営安定化に向けて取り組み、遊休農地の解消や農業振興を図ります。

◆東部地域を観光と産業の視点で活性化

地元区、ボランティア団体等と連携して森林でのセラピーやヨガ、栽培体験など新たなニーズを掴んだ取り組みを進めます。農業体験や地元農畜産物の販売、収穫野菜の調理などのグリーンツーリズムを検討します。



◆里山の自然環境を守る

森林ボランティアをはじめとした新たな担い手を発掘するとともに企業の CSR 活動を支援。木材利用の促進のために木材利用基本方針を策定し、森林環境譲与税を有効活用しながら計画的な森林整備に取り組みます。

重点的な取り組み： 創業支援の充実・強化

◆地域活性化支援センター「インキュベートルーム」利用入居要件を見直し

「起業後3年未満」に緩和し、特定創業支援事業の認定を受けた場合の入居審査を省略するなどより利用しやすい環境を整備します。関係機関で構成する「創業支援事業連絡会」との連携強化も図ります。

◆NICT（国立研究法人情報通信研究機構）との連携

事業者や大学、学生等の新分野への進出を支援します。

◆「就職氷河期世代」への奨学金支援

安定した就労を支援し人材確保につなげるため、多くの市内中小企業で課題となっている人材不足に対応することを目的に実施します。



▲「きらら創業実践塾」卒業生の店舗

令和4年度 (2022年度)	健康福祉部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 高齢者人口が増加する中、いつまでも健康で自分らしく暮らすことができるまちの実現に向けた施策に取り組めます。 ① 新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図るため、ワクチン接種を円滑に実施する ② 健康寿命の延伸を推進するため、市民の健康づくりや介護予防等に取り組めます。 ③ 全世代にわたる市民の健康と福祉の増進を図ります。	
＜部の構成＞ 健康福祉政策課 健康寿命推進室 長寿・介護保険課 健康寿命推進室 健康づくり・介護予防課 健康寿命推進室 母子保健課 新型コロナワクチン接種対策室 福祉指導監査課	＜主な担当事務＞ (1) 健康・医療・福祉に関すること。 (2) 高齢者福祉・介護保険に関すること。 (3) 健康づくり・介護予防に関すること。 (4) 母子保健に関すること。 (5) 新型コロナワクチン接種対策に関すること。 (6) 福祉関連法人の指導監査等に関すること。

重点的な取り組み：新型コロナワクチンの円滑な接種

新型コロナウイルス感染症のまん延防止を図り、感染症の発症や重症化を予防するためには新型コロナワクチン接種は、重要な対策の要となります。

初回接種（１・２回目）や追加接種など、ワクチン接種を希望される全ての市民に安全・安心に接種していただけるよう、医療機関等と連携を図りながら、接種体制をしっかりと整え実施していきます。

また、今後も、ワクチンの有効性や安全性と副反応など国から示される接種に関する様々な情報や人権への配慮など、関係機関や関係部署等と連携し、広報ひらかたやホームページ等を活用し、様々な機会を捉え、市民にわかりやすく発信します。

重点的な取り組み：健康寿命の延伸と終活支援に向けた取り組みの推進

健康寿命の延伸に向け、健康寿命に関する補完的指標を設定するとともに、第２次健康増進計画や第３次食育推進計画等関連計画に基づき、すこやかな生活習慣づくりの方法や生活習慣病の早期発見・からだのチェック、また介護予防と認知症予防に関する情報など、健康づくりに自ら取り組めるよう、一人ひとりに合った総合的な健康づくりの情報提供を充実させます。さらに、誰もが安心して自ら望む人生の最終段階を過ごすことができるよう「エンディングノートの配布」など終活支援の取り組みを進めます。

重点的な取り組み：介護予防事業における成果連動型民間委託契約方式（PFS）の活用

既存の事業や地域での活動等に参加されず、閉じこもりがちの方や参加が困難な方が気軽に参

加でき、また主体的に集まることで「生きがい」や「つながり」を持つことができるよう、介護予防活動をさらに進めます。そのため、成果連動型民間委託契約方式（PFS）を活用した介護予防事業を、7月から令和6年3月末まで実施し、高齢者の社会参加の促進や介護予防に役立つ事業の充実に取り組みます。

重点的な取り組み：認知症支援体制の充実

認知症やその疑いがある方、また、その家族などに対し必要な支援が早期に届くように、相談・支援、予防や見守り、適切な医療の提供など、認知症に係る総合的な施策の推進に取り組みます。

また、地域や市内医療機関、認知症サポート医などを含め、地域包括支援センターなど相談支援機関とも連携し、より一層の支援体制の充実に取り組みます。

重点的な取り組み：総合的ながん対策の推進

がんに関する正しい知識の普及啓発を図るため、バランスの取れた食生活の重要性や受動喫煙の防止・禁煙についての情報を、市内企業へ向けても提供するとともに、がん検診の受診率向上を目指し、公民連携による受診勧奨や40歳の未受診者への個別再勧奨を行います。また、がん検診の質の向上を図るため、関係機関との連携等の取り組みを進めます。あわせて、ウィッグ等の補整具購入費用の一部助成を実施するなど、がんの「予防」から「早期発見」及び「患者支援」まで、総合的ながん対策の推進に向けて、市民に寄り添った支援の充実を図ります。

重点的な取り組み：3歳6か月児健診における視力検査後の支援強化

子どもの視力は、生後まもなくから6歳頃までに発達が完了するため、視力の成長期に弱視などの異常を早期に発見し、治療につなげることが重要です。3歳以下の子どもは、見え方を自分で伝えることが難しいことから、3歳6か月児健診時に、家庭での視力検査を実施していますが、加えて、令和3年度から導入したより精度の高いスポットビジョンスクリーナーによる視力検査を受診者全員に実施することで、検査の結果、視力に異常がある可能性の高い子どもに対して、適切な治療を受けられるように医療機関への受診勧奨を強化します。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、乳幼児健康診査では受診率が減少傾向にあります。引き続き感染対策を講じ実施している健診受診の啓発とともに、保護者の不安感に寄り添った支援を推進します。

重点的な取り組み：ひらかたポイントを活用した健康づくりの推進

がん検診の受診率向上やウォーキング、スポーツ教室などを通じた市民の健康づくりに向けて、幅広い世代でひらかたポイントを活用できる取り組みの推進を図ります。

また、利便性の向上に向けて、自治体マイナポイント事業との連携や、子ども食堂への寄附な

ど、他の事業との連携にも取り組み、ひらかたポイントの魅力の発信に努めます。

重点的な取り組み：健康経営の推進

働く世代の生活習慣病の発症及び重症化予防などの健康づくりを推進するため、本市、全国健康保険協会及び民間事業者の３者連携により、市の健康課題を共有しながら各社が持つそれぞれの強みを生かし、市内企業が従業員の健康づくりに積極的に取り組むことができるよう、健康経営を全面的に支援します。３者連携事業では、従業員の健康づくりを始めようとする企業の「開始サポート」、健康講座や健康情報、ツールの提供などの「取組サポート」、『健康経営優良法人認定』の取得に向けた「申請サポート」等の支援を行うとともに、企業交流会などを通して継続支援も行います。また、本市の委託業務総合評価一般競争入札の評価項目に取り入れます。

重点的な取り組み：高齢者の ICT 活用サポートの充実

スマートフォンなどの ICT 機器の活用は、生活の利便性を向上させるだけでなく、災害などの危機事象発生時においては、市からの情報を迅速に取得して適切な避難行動につなげることができるため、民間事業者などと連携したスマートフォン講座の開催のほか、写真や動画アプリなどの楽しめるスマホツールを、デジタルネイティブ世代（物心がついた頃からインターネットなどのある環境で育った世代）と交流しながら体験する場を設けることなどにより、高齢者の ICT 活用をソフト面でサポートする体制の充実を図ります。

重点的な取り組み：重層的支援体制の充実

地域共生社会の実現に向けて、健康・福祉・子育て・介護・障害・生活困窮などの複合する課題に対し、健康福祉総合相談課を中心に多種多様な悩みを抱えた方々の相談やその世帯が抱える課題に対し全般的に受け止め、重層的支援会議などを通じて各支援機関が連携し、円滑かつ適切に対応できるように取り組みます。

また、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、包括的な支援体制を充実させ、継続的な伴走型支援などを行う重層的支援体制の充実に努めます。

重点的な取り組み：成年後見センター機能の充実

成年後見制度の利用促進などの中核を担う「ひらかた権利擁護成年後見センター」の機能を充実するため、専門職（弁護士・司法書士・社会福祉士）による派遣事業等を行い、相談機能の強化や本人の権利擁護支援に取り組みます。

また、福祉サービス利用援助事業から成年後見制度への移行が必要な方の支援にも努めるなど、成年後見制度利用促進に向けた取り組みを推進します。

令和4年度
(2022年度)

福祉事務所の取り組み

＜所長の方針・考え方＞

- ① 福祉サービスを必要とする方や、必要であると判断される方に対して、あらゆる角度からもれなく個別に最適な支援をするとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮される方の自立支援の強化に取り組めます。
- ② 障害の有無に関わらず、また、世代を超えて誰もが健やかに生きがいを持って暮らせるまちづくりを進めるために、複雑化・複合化する生活課題を抱える人への支援体制を構築し、支援施策の充実や環境整備に取り組めます。

＜部の構成＞

健康福祉総合相談課
障害企画課
障害支援課
生活福祉課

＜主な担当事務＞

- (1) 健康福祉相談に関すること。
- (2) 障害者福祉に係る施策の企画、調整、実施に関すること。
- (3) 生活保護に関すること。

重点的な取り組み：コロナ禍における生活困窮者への支援

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、休業や失業等、様々な困難に直面した方が増加する中、生活困窮者自立支援制度等を通じて生活困窮者の自立支援に取り組めます。また、「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の全ての対象者へ給付が行えるよう、対象者である可能性が高い方には、各種機会を捉えて個別通知を行う等、周知を図ります。加えて、収入が減少したことで、生活や住まいに不安を抱える方の相談件数は増加しており、その内容も多様化するなど、長期にわたる支援が求められているため、今後も関係機関及び庁内部局間の連携を強化しながら、生活に困窮する方への切れ目のない支援に努めます。

重点的な取り組み：手話に対する理解及び普及活動の推進

令和3年3月に制定した「手話でつむぐ住みよいまち枚方市手話言語条例」の理念を踏まえるとともに、新しい生活様式に対応するため、スマートフォンやタブレット端末を用いた遠隔手話通訳サービスの利用促進に取り組めます。また、幅広い世代の方が手話による意思の疎通と相互理解を深めることができるよう、市公式動画サイトに、手話に関する動画を掲載し普及活動に努めます。

重点的な取り組み：グループホームへの支援

障害のある人の地域での生活拠点として、グループホームは重要な役割を担っています。重度の障害者であっても適切な支援を受け、地域で住み続けることができるよう支援策を検討していきます。

重点的な取り組み：医療的ケア児及びその家族に対する支援

令和３年度から実施している「医療的ケア児等通所支援事業」を通じて、医療的ケア児等の通所先の確保、支援の強化を図ってきたところです。令和３年９月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨を踏まえ、医療的ケア児及びその家族に対する更なる支援について検討を進めます。

重点的な取り組み：遺留金の処理

親族等の身寄りがない方の葬祭を市が行った場合で、葬祭費用等に充当した後もさらに残った遺留金については、令和２年１２月の生活保護法改正により、法務局に供託する方法（弁済供託制度）の活用が可能となったことから、現在保管している遺留金及び今後発生する遺留金については、法務局等と協議を行い、適切な処理に取り組みます。

重点的な取り組み：生活保護制度の適正運用

新型コロナウイルス感染症による影響により、生活保護の申請が増加しています。今後も生活困窮者の増加が想定されるため、支援関係機関と相互に連携を図り、生活保護が必要な方については、適切な支援を行っていきます。

令和4年度
(2022年度)

保健所の取り組み

<部長の方針・考え方>

保健所は公衆衛生の向上及び増進を目的とし、健康危機管理（災害、食中毒・感染症対策等）の拠点として地域の保健医療の調整を担い、有機的に機能させる役割があります。また、難病、精神保健、医事・薬事、食品・環境・動物衛生等、専門的な技術により市民の生活を安全に導いています。新型コロナウイルス感染症対策においても、患者や家族の人権に配慮しつつ、国や大阪府、関係機関との連携の下、予防啓発から発生動向の把握、疫学調査及び必要な措置・支援を行い、感染症のまん延防止に努めています。併せて多職種の保健衛生に従事する職員の人材育成を組織的に行い、専門的かつ技術的業務の推進に取り組みます。

- ①健康危機管理対策、食中毒・感染症対策のさらなる強化
- ②安全で快適な生活環境の確保
- ③専門的かつ技術的業務の推進

<部の構成>

保健医療課
保健衛生課
保健予防課

<主な担当事務>

- (1)健康危機管理に関すること。
- (2)医事及び薬事に関すること。
- (3)食品衛生・環境衛生に関すること。
- (4)狂犬病予防・動物の愛護及び管理に関すること。
- (5)感染症及び難病の対策等に関すること。
- (6)精神保健に関すること。
- (7)自殺対策に関すること。

重点的な取り組み：健康危機管理対策・感染症対策（新型コロナウイルス等感染症対策含む）

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく感染症対策として、今年度も引き続き、国・大阪府・医療機関と連携しながら新型コロナウイルス感染症対策に全庁的に取り組みます。

第6波における大規模な感染拡大を受け、保健所が担う業務の重点化・効率化を図りながら、効果的な感染症対策を継続します。医療機関から発生届を受理後、速やかに緊急時の連絡先等の資料を全感染者に速達で郵送し、迅速な情報提供に努めます。40歳以上の感染者や妊婦、重症化リスクの高い基礎疾患等を有する感染者への電話連絡を行い、早期に重症化リスクを把握します。また、HER-SYS（厚生労働省新型コロナウイルス感染者情報管理システム）とLogo フォームの感染者情報を一元的に閲覧、記録できる「カスタムアプリ」を運用することで、保健所職員間で感染者情報の共有を図り、療養者や家族からの相談に応じるとともに、感染者の入院・宿泊療養の連絡調整、自宅療養者の健康観察及び体調悪化時の受診や入院調整等の救急対応に24時間体制で取り組みます。

自宅（施設）療養者には必要に応じて、訪問看護師が訪問して対面による健康観察や感染対策の助言・指導を行うとともに、パルスオキシメーター（血中酸素飽和度測定器）の貸与により、健康状態や症状の変化を迅速に把握し、療養を支援します。また、自宅療養者等への在宅療養者支援事業については、本当に必要な人へ迅速に配送する制度の見直しを行います。濃厚接触者の特定については、重症化リスクの高い高齢者・障害者施設や医療機関の感染者及び年齢的に感染対策が取りにくい保育所（園）、幼稚園について対応し、集団感染の拡大防止、国や大阪府のサーベイランス等まん延防止の取り組みを継続します。

災害対策については、訓練や関連するマニュアル整備を進めつつ、新型コロナウイルス感染症を含めた様々な感染症のまん延防止を目的として「一次避難所」における感染症防止対策等を含め、平時から関係部署と協力して、取り組みます。

重点的な取り組み：自殺予防対策

平成 31 年 3 月に策定した「枚方市いのち支える行動計画（自殺対策計画）」について、令和 3 年度が中間評価年であったことから、自殺対策を取り巻く状況を踏まえ、実績やデータを検証し中間評価を行いました。また令和 2 年以降、全国的に自殺者数が増加し、本市においても増加傾向にあることを受け、引き続き「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、更なる「生きることの包括的支援」について重層的な連携を全庁的に実施します。また、令和 5 年度の第 2 次計画の策定に向けてアンケート調査を実施します。

自殺の危機にある人からの相談については、保健所における来所相談や訪問相談、「ひらかたいのちのほっとライン」における相談対応に加え、休日に個別相談会を実施するなど、相談機会の増加を図ることで、問題の解決を進め、自殺の危機から早期に脱することができるような支援を行います。また、デジタルサイネージや動画配信等により、メンタルヘルスの重要性も含めた自殺予防に関する普及啓発を行います。

重点的な取り組み：食中毒など健康危機事象発生 の未然防止

市民が安全で快適に生活できるため、食品関係施設や理美容所、旅館、公衆浴場などの生活衛生関係施設に対し、立入検査等を実施することにより、各施設の衛生水準の向上を図り、また、令和 3 年 6 月に全面施行された改正食品衛生法に基づく HACCP（ハサップ）に沿った食品衛生管理の手法等について、独自に作成した動画も活用しながら、新たな衛生基準の普及・啓発に取り組み、食中毒などの健康危機事象発生 の未然防止に努めます。

さらに、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、食品関係施設においては、今まで以上に、調理器具の消毒や手洗い等について周知を図るとともに、多数の方が利用する建築物衛生法に基づく特定建築物（用途：店舗、事務所等、3000 m²以上）において、屋内ではこまめに換気するなど、適正な換気方法等の周知啓発に努め、感染予防対策の徹底を指導します。

重点的な取り組み：保健師等専門職の人材育成

感染症や災害などの健康危機管理及び地域保健活動が重要視される中、保健師がその専門性を発揮し、市民の健康の保持増進や地域全体の健康的な生活を充実させるために、より質の高い総合的なサービスを提供できるよう、組織的な人材育成を図ります。その実現に向け、令和 3 年度に策定した「保健師人材育成ガイドライン」第 2 版に基づき、大阪府内中核市や大学と連携し、OJT や PDCA に重点を置いた研修を実施します。また、保健師以外の全庁内に所属する保健衛生に関わる専門職の人材育成や業務の協力、交流を試みます。

令和4年度 (2022年度)	子ども未来部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 「子どもが笑顔で健やかに成長できるまち枚方」の実現をめざし、令和3年3月に制定した「子どもを守る条例」を踏まえた取り組みを進めます。 子どもをめぐる課題が深刻さを増す中、子どもに関する施策を一元的に推進する体制整備を図り、一人ひとりの子どもに寄り添い、総合的、継続的、重層的な、よりきめ細かい支援に取り組みます。また、子育て世帯が安心して楽しく子育てができるよう、子育てにかかる保護者の不安感や負担軽減を図るための取り組みを進めます。さらに、新婚世帯等への支援を行うことで、若者世代の転入・定住促進、少子化対策につなげます。 〔基本方針〕 ①子どもの育ちを見守る「となとな」が持つ司令塔としての機能強化 ②子どもが誰一人取り残されことなく、抜け落ちることのない支援の推進 ③通年のゼロに向けた待機児童対策の推進 ④子ども・若者への支援の充実 ⑤教育・保育・療育・発達支援及び在宅支援の充実 ⑥保育の利用手続き等の見直し ⑦子育てサービスの充実を図るための財源確保（公立保育所の民営化等の推進） ⑧教育・保育における安全安心の確保に向けた取り組みの推進	
＜部の構成＞ 子ども青少年政策課 子どもの育ち見守り室子ども相談課 子どもの育ち見守り室子ども支援課 子育て支援室私立保育幼稚園課 子育て支援室公立保育幼稚園課 子育て支援室ひらかた子ども発達支援センター 子育て支援室保育幼稚園入園課	＜主な担当事務＞ (1)少子化対策及び子ども・青少年の健全育成に関すること (2)子ども、若者、ひとり親家庭等の相談・支援等に関すること (3)児童虐待の防止及びネットワーク支援に関すること (4)私立保育所（園）等との調整に関すること (5)市立保育所・幼稚園及び児童発達支援センターに関すること (6)保育の利用など子育て支援に関すること

重点的な取り組み：子どもの育ちを見守る「となとな」が持つ司令塔としての機能強化

妊娠前から（妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期・青年期から）大人に至るまで、一連の成長過程において継続的に子どもの育ちを見守り、良質かつ適切な保健・医療・療育・福祉・教育を提供します。

子どもの抱える課題は、複合・複雑化し、多様な相談に包括的な対応ができる総合相談機能の強化が求められています。相談のしやすい多様な窓口を庁内・関係機関に開設しつつも、「となとな」が司令塔となり、関係部署・機関の連携を図るとともに、情報を集約し、一元的かつ重層的な推進体制を整備します。

重点的な取り組み：子どもが誰一人取り残されことなく、抜け落ちることのない支援の推進

子どもが誰一人取り残されことなく、また子どもが発する小さな兆候も見逃さないよう、社会総がかりで子どもを見守るネットワークのさらなる拡充を図るとともに、子ども自身が悩みを一人で抱え込むことのないよう、GIGA スクール端末を活用した子どもが発する心のサインの可視化や SNS 相談機能の強化に取り組みます。

また、子どもの実態調査や関係機関からの情報集約から、定性的事実を活用したエビデンスに基づく施策展開に取り組むとともに、来訪施設型の「待ちの支援」に留まらず、アウトリーチ型・プッシュ型の「予防的支援」を必要な子どもに的確に届ける体制を整備します。

重点的な取り組み：通年のゼロに向けた待機児童対策の推進

待機児童対策については、私立保育所（園）等の施設整備により令和4年4月に75人の定員増を行いました。また、令和3年度から実施した一時預かり事業の空き枠を活用して待機児童を受け入れる「就労応援型預かり保育」を推進するとともに、年度途中の転入や育児休業明けの保育ニーズに対応し、仕事と子育ての両立を支援するため、令和3年10月に開設した蹉跎西臨時保育室に加え、渚西保育所跡施設を活用した（仮称）渚西臨時保育室を令和4年秋に開設するなど、通年の待機児童ゼロの早期実現に向けて、様々な手法に取り組みます。

今後見込まれる保育需要に伴い必要となる保育士の確保については、保育士等就職支援センターにおいて効果的な出張相談会の実施とともにセミナーを開催し、より多くの保育士を保育所等への就職につなげます。

重点的な取り組み：子ども・若者への支援の充実

健康・医療・福祉・教育、行政各分野で持つ、子どもとその家庭の情報を一元的に集約する「子ども見守りシステム」の運用を開始し、各部署と連携しながら一人ひとりの成長や状況にあわせた一貫した支援を早期に、的確に、切れ目なく届けるとともに、未然防止・予防的支援に向け、データや調査結果等に基づいた方策等、効果的な支援策を検討します。

「子ども食堂」について、全小学校区における開設を目指すとともに、寄附食材等の配付においてデジタル技術の活用を検討します。里親制度のさらなる理解促進、普及に取り組む、担い手の裾野をさらに広げるため、ショートステイ協力家庭事業の取り組みを進めます。

子ども・若者の健全育成に向けて、引き続き、地域の青少年育成指導員による街頭パトロールやこども110番の家の設置拡大など地域で子どもを守る活動に取り組めます。

また、結婚等に伴い、本市内で新たに生活を始める新婚夫婦等の居住費用などを助成する「結婚等新生活支援補助金」の所得要件を緩和し、より結婚しやすい環境づくりや転入・定住促進、少子化対策につなげていきます。



（子ども食堂）

重点的な取り組み：教育・保育・療育・発達支援及び在宅支援の充実

枚方版子ども園として運営を行っている小規模保育施設から公立幼稚園への切れ目のない移行を促すため、公立幼稚園4園において、選択制の幼稚園給食を本格実施します。

また、公立保育所等における感染症対策の強化と、保護者の負担軽減を図る観点から、使用済紙おむつを各施設にて廃棄するとともに、紙おむつやおしり拭きが使い放題になる定額サービスの実証実験を行い、保護者ニーズ等の検証を行います。

在宅で子育てされている方への支援として、一時預かり事業を2日分無料で利用できる一時預かりリフレッシュ券を9月に導入します。また、多胎児家庭への負担軽減を図るため、ファミリーサポートセンター利用料補助の対象を0歳（概ね生後3か月）から引き下げるとともに、利用方法をクーポン制に変更し、手続きの簡素化を図ります。

発達上支援が必要な子どもの、地域における中核的な支援機関として位置づけられる市立ひらかた子ども発達支援センターでは、療育を利用しやすい環境を整えるため、親子通所するきょうだい児の預かり事業を実施します。また心理士による保育・巡回相談事業について、保育所に加え、幼稚園等も対象施設とすることで、障害のある子ども等が利用施設に関わらず、適切な支援を受けられるよう取り組みます。



（一時預かり事業）

重点的な取り組み：保育の利用手続き等の見直し

保育の受入枠を有効に活用するとともに、より保育の必要性が高い人が優先的に保育所（園）等に入所できるよう、令和5年4月を利用希望日とする申込みから、点数優先方式による利用調整に見直しを行います。また、保護者の利便性を高めるため、窓口での受付に加えて電子申請による受付を開始します。

重点的な取り組み：子育てサービスの充実を図るための財源確保（公立保育所の民営化等の推進）

公立保育所の民営化については、令和3年4月に渚保育所を、令和4年4月には渚西保育所を民営化すると同時に両施設を統合し、施設規模の拡充による定員増を行いました。阪保育所については、令和5年4月の民営化に向けて保育の引継ぎを行うとともに施設整備に着手します。また、桜丘北保育所についても、令和6年4月の民営化に向け、運営法人の公募・選定などの取り組みを進めます。

保育需要の減少期における公立施設の整理・集約に向けては、今後の公立施設が担うべき役割を明確にし、それらを踏まえた適正な施設数や配置に関する方針を示すため、「就学前の教育・保育施設に係るひらかたプラン」における後期プランを9月に策定します。

重点的な取り組み：教育・保育における安全安心の確保に向けた取り組みの推進

新型コロナウイルス感染症対策について、本市や大阪府における感染状況等を踏まえ、今後も引き続き各施設での対策はもちろんのこと、各家庭とも連携を図りながら、子どもたちが安心して楽しく園生活が過ごせるよう、さまざまな取り組みを進めます。その一環として、私立保育所（園）等におけるトイレの乾式化など感染症対策のための改修等に係る費用を支援します。

また、保育所（園）等において、園児の安全対策として、未就学児の移動経路の安全確保を図るため令和2年度にモデル実施したキッズ・ゾーンについて、モデル実施における効果検証の上、「枚方市子どもの交通安全プログラム」との整合を図り、次の展開を示します。



（トイレ改修事業）

令和4年度 (2022年度)	環境部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ 環境部では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みをはじめとした地球環境の保全から、ごみやし尿等の収集・処理など、良好な生活環境の保全まで、幅広い取り組みを行っています。 今、全国各地で、猛暑や豪雨による被害が発生するなど、地球温暖化が原因と考えられる気候変動の影響が見られ、こうした状況は、本市においても例外ではなく、より一層、取り組みを強化していく必要があります。 また、ごみやし尿等の収集・処理に関する業務については、新型コロナウイルス感染症感染拡大により定着した新しい生活様式においても、市民の安全・安心や衛生環境の確保など、日常生活を維持するために欠かすことができない重要な社会インフラの一つであり、リサイクルの推進の観点も含め着実に継続させなければなりません。 こうした取り組みは、市民・市民団体、事業者の積極的な参画が不可欠であることから、各主体のエシカルな行動につなげられるよう、令和4年度は、第3次枚方市環境基本計画に基づき、SDGsのゴールを意識しながら、ICTを積極的に活用し、以下の項目を重点に取り組みます。 ① 「地域から地球へ、みんなでつなぐ豊かな環境～住み続けたいまち 枚方」の実現に向けた幅広い施策・事業の展開 ② 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた次期地球温暖化対策計画策定をはじめとする地球温暖化対策のより一層の推進 ③ 枚方京田辺環境施設組合による可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備の推進 ④ 焼却ごみ削減に向けた取り組みや事業系ごみ処理手数料見直し、食品ロス削減に向けた取り組み、ごみの再資源化と処理の効率化の推進	
＜部の構成＞ 環境政策課 循環型社会推進室循環型社会推進課 循環型社会推進室ごみ減量推進課 循環型社会推進室家庭ごみ業務第1課 循環型社会推進室家庭ごみ業務第2課 循環型社会推進室穂谷川資源循環センター 循環型社会推進室東部資源循環センター 循環型社会推進室希釈放流センター 環境指導課	＜主な担当事務＞ (1) 廃棄物の減量及び適正処理に関すること。 (2) 一般廃棄物の収集及び処理に関すること。 (3) 地球温暖化対策等に関すること。 (4) 市立火葬場（やすらぎの杜）に関すること。 (5) 公害防止及び指導等に関すること。

重点的な取り組み：脱炭素社会の実現に向けた地球温暖化対策の推進

「2050年二酸化炭素排出量実質ゼロ宣言」に基づき、脱炭素社会を実現するため、引き続き、「COOL CHOICE」の普及拡大により、省エネルギーの推進を図るほか、市民や市民団体、事業者と気候変動問題の課題を共有し、連携・協力して、地球温暖化防止に向けた啓発活動を推進します。また、こうした取り組みを具体化させるため、令和5年3月に、「枚方市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。さらに、先行的に実施する脱炭素に向けたモデル事業として、市域の再エネ電気を活用し、電力消費に伴う二酸化炭素の排出の実質ゼロのモデルを示すとともに、ゼロカーボン・ドライブの普及拡大を図ります。

重点的な取り組み：使い捨てプラスチックのポイ捨て防止・使用削減の推進

世界的に深刻化する海洋プラスチック問題の解決・改善や、SDGs の 17 のゴールの 1 つである「14. 海の豊かさを守ろう」などの達成に向けて、引き続き、高校生ワークショップで出された周知方法等のアイデアを踏まえた、「ひらかたプラごみダイエット行動宣言」への参加を広く市民に呼びかけます。また、枚方クリーンリバーや、アダプトプログラム実施団体との連携により、プラスチックごみのポイ捨て防止や使い捨てプラスチックの使用削減の啓発を行います。

重点的な取り組み：第 7 回自然環境調査の実施

市域の自然環境の現況や生態系の状況を把握するとともに、市域に残る貴重な自然環境との共生や環境保全に対する理解と関心を高めるため、昭和 63 年度から平成元年度にかけて実施した第 1 回自然環境調査以降、概ね 10 年ごとに市域全域調査を、その間、概ね 5 年目に補完調査を実施しています。今年度は、前回調査から概ね 10 年の節目の年となることから、2 か年にわたる市民参加型の自然環境調査を実施します。

重点的な取り組み：可燃ごみ広域処理施設の整備の推進及び所管施設の安定稼働に向けた取り組み

枚方京田辺環境施設組合において、穂谷川清掃工場第 3 プラントの後継施設となる可燃ごみ広域処理施設の整備が進められており、引き続き可燃ごみ広域処理施設の円滑な整備に向け、京田辺市と連携しながら、着実に取り組みを進めます。

また、指定管理者制度を導入している枚方市立やすらぎの杜では、今回、指定管理者の指定期間満了に伴う次期指定管理者の選定を行います。

ごみや尿など一般廃棄物の処理は社会インフラであることから、各施設の安定稼働に向けた計画的な点検整備に取り組みます。更に、リサイクル推進に向けた取り組みとして今年度から新たに学校給食牛乳パックの処理を開始し、より一層、資源循環の拡大に向けて取り組みます。

重点的な取り組み：事業系ごみ処理手数料の見直し

廃棄物の処理及び清掃に関する法律による事業者の排出者責任に基づき、事業系ごみ処理手数料の見直しを図るため、「枚方市一般廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例」の改正を行います。

重点的な取り組み：食品ロス削減に向けた取り組み

市民の食品ロスへの関心を高め、食品ロス削減に向けた取り組みをより一層推進するため、市内事業者と連携し、市民から提供していただいた食品を子ども食堂などに届けるフードドライブの取り組みを実施します。また、引き続き、食べ残しによるごみを減らす本市独自の取り組み「食べのこサンデー」運動について、市ホームページやごみ分別アプリによる啓発情報発信を行うなど、手付かず食品等のごみの発生抑制を図ります。

重点的な取り組み：古紙の分別回収の推進

再生資源の集団回収を実施している自治会等の団体に対し、報償金（1 kg当たり 4 円）を交付し、市民による古紙の分別回収を促進するとともに、集団回収以外の古紙の分別回収を促進するため、ごみ分別アプリ等による情報発信を行うなど、引き続き古紙の行政分別回収の周知を図ります。

重点的な取り組み：ごみ収集業務体制の見直し

平成 31 年 1 月に策定した「ごみ収集業務体制見直し実施計画」に基づき、段階的なごみ収集業務の委託化を進めるため、令和 5 年度に向けて直営の一般ごみ収集車両 11 台の内、5 台の委託化の準備を進めます。

重点的な取り組み：東部清掃工場灰溶融炉停止を含む焼却設備の基幹的設備改良工事の実施

東部資源循環センターでは、二酸化炭素排出削減など環境負荷の低減と長期財政負担の軽減を目的として、令和 3 年度から 5 年間で、東部清掃工場焼却施設長寿命化総合計画に基づき灰溶融炉停止を含むその他焼却設備の第 1 期工事（基幹的設備改良事業）を実施しており、第 1 期工事（基幹的設備改良事業）全体では、2200t/年-CO₂ の二酸化炭素削減効果の内、2100t/年-CO₂ の削減が得られる灰溶融炉停止工事を実施します。

令和4年度 (2022年度) 都市整備部の取り組み	
＜部長の方針・考え方＞ 時代の変化に対応できる“まちづくり”の実現に向けて、都市政策に関する各計画に基づき着実に事業を推進していくとともに、政策課題への対応や業務改善に取り組む部内ワーキングの実施を通じて、人材育成による組織力の強化を図ります。 ① 多様化する都市問題への対応 ② 暮らしたくなるまちづくりの推進 ③ 人材育成による組織力の強化	
＜部の構成＞ 都市計画課 住宅まちづくり課 市街地整備室市街地開発課 市街地整備室連続立体交差課 施設整備室施設計画課 施設整備室建築課 施設整備室設備課 施設整備室施設管理課 開発指導室開発調整課 開発指導室審査指導課	＜主な担当事務＞ (1)都市政策に関すること。 (2)景観に関すること。 (3)空き家・空き地に関すること。 (4)市街地再開発事業、土地区画整理事業等に関すること。 (5)京阪本線連続立体交差事業に関すること。 (6)市有建築物等の新設・改良等の計画及び設計・施行に関すること。 (7)学校施設等の管理に関すること (8)開発事業等に係る協議及び指導に関すること。 (9)開発許可及び建築確認の審査・検査に関すること。 (10)建築物の維持管理、防災等の指導に関すること。

重点的な取り組み：空き家・空き地対策推進事業

令和4年1月に策定した第2次枚方市空家等対策計画に基づく実行計画の運用を開始し、様々な施策の展開を図ります。空き家・空き地の活用については、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築基準法上の耐震基準）の空き家を活用して若者世帯や子育て世帯の転入・定住促進を図る「若者世代空き家活用補助制度」を引き続き運用するとともに、積極的な啓発・周知活動を続け、利用拡大に努めます。

また、地域特性に応じた課題解決として、所有者への働きかけを行い、利活用等によるマッチングに繋げることや、不動産団体との連携により流通促進に繋げるよう取り組みます。

重点的な取り組み：マンション管理支援事業

分譲マンションの維持管理の適正化に向けた取り組みを強化するため、令和2年6月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」が改正（令和4年4月施行）され、地方公共団体による計画の策定や管理者等への助言、指導及び勧告、管理計画の認定制度等が新たに規定されています。この法改正に基づき、マンション管理適正化の推進のための計画策定に向けて、市内の分譲マンションの現況や管理状況等について調査を実施するとともに、マンション管理施策の見直しに取り組みます。

重点的な取り組み：京阪本線連続立体交差事業

鉄道高架化工事の着手にあわせて、占用物件等の移設など関係機関との円滑な調整、協議及び

手続きを進めるとともに、工事施行者との連携、情報共有を行い、工事区間における周辺地域への周知を図ります。また、事業用地の取得にあたっては、鉄道高架化工事の重要性及び必要性について関係権利者の理解を得られるよう、引き続き、民間機関を活用しながら計画的かつ効率的な取り組みを進めます。

重点的な取り組み：計画的なまちづくり

京阪本線連続立体交差事業にあわせてコンパクト・プラス・ネットワークの形成に取り組む光善寺駅西地区第一種市街地再開発事業においては、引き続き、権利変換計画の認可手続きや商業施設等の整備など組合が実施する事業に対して、財政的・技術的支援を行います。

また、鉄道駅周辺や第二京阪道路沿道におけるまちづくりとして、土地区画整理事業の実現をめざす準備組織が設立された村野駅西地区及び茄子作地区においては、事業化に向けた具体的な検討が進むよう技術的支援を行います。さらに、都市基盤整備が進む JR 長尾駅周辺においては、地域をはじめ多様な主体と連携しながら、計画的なまちづくりを推進していくためのビジョンとなる「長尾駅周辺地区まちづくり構想」を策定します。

重点的な取り組み：学校及び市有建築物の整備

学校園を含む市有建築物の保全・更新工事については、財政負担の平準化を図りながら計画的に進めることで、施設の安全性や機能性を確保します。また、小中学校のトイレの洋式化・ドライ化等については令和5年度の整備完了をめざし、小中学校体育館への空調整備については令和6年度までの導入完了に向けて整備事業者の選定を進めます。さらに、禁野小学校整備事業は令和8年度内の完成をめざし、整備事業者の選定、解体及び基本設計を進めます。

重点的な取り組み：建築物情報のデータ化による窓口対応の効率化

建築物情報のデータ化及び建築物台帳システムによるデータ管理を導入し、事務処理の効率化及び市民や事業者に対する建築物情報の閲覧サービスの迅速化を図ります。

重点的な取り組み：人材育成による組織力の強化

多様化する都市問題や政策課題等に対応した都市政策の立案及び職場環境の改善や業務効率化による職員のワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、若手職員を中心としたワーキンググループを構成し、大胆かつ斬新な発想と EBPM の手法を取り入れた取り組みの検討を通じて、人材育成による組織力の強化を図ります。

《予定案件》東部地域の将来都市像、市街化調整区域の税制度、部内窓口システムの統合

また、地震災害時における二次的災害を未然に防止するため、被災した建築物や宅地の応急危険度判定を行う判定士等の育成及び増員を図ります。

令和4年度 (2022年度)	土木部の取り組み
<部長の方針・考え方> ひらかたを「誰もが暮らしたくなるまち」にするため、安全・安心で快適な市民生活を支える都市基盤整備と効率的・効果的な維持管理並びに、交通環境の改善と緑化推進に取り組みます。 ①「魅力ある都市基盤の整備」 ・ 道路交通網の整備、主要駅周辺の交通環境改善、公園整備や緑化推進 ②「安全・安心のまちづくり」 ・ 持続可能な地域公共交通の実現、安全・安心で快適な交通環境の創出、道路・公園の維持補修	
<部の構成> 土木政策課 道路河川整備課 みち・みどり室道路公園管理課 みち・みどり室維持補修課 みち・みどり室工事委託課 交通対策課 用地課	<主な担当事務> (1)道路に関すること (2)交通に関すること (3)公園及び緑化に関すること (4)準用河川に関すること

重点的な取り組み：快適で活力を生む道路交通網の整備

市内の渋滞緩和や物流の円滑化、災害時における救援活動を支える道路網の強化など、国土強靱化に資する道路交通網の構築を進めます。

このうち、本市の道路ネットワークの軸となる都市計画道路については、牧野長尾線の府道交野久御山線から市道長尾京田辺線までの区間の供用開始を目指します。その続きとなる長尾大池周辺区間については、隣接する長尾杉線（長尾工区）と同時期に並行して道路整備工事に着手します。長尾杉線（杉工区）については、令和5年度の完成を目指し引き続き整備を進めます。また、通学路等の安全な歩行空間の確保に繋がる御殿山小倉線や中振交野線の整備を計画的に進めます。

新名神高速道路のアクセス道路となる内里高野道線や長尾家具町線の整備については、新名神高速道路の開通目標が令和9年度となりましたが、引き続き大阪府や関係機関と協力して計画的に完成できるよう取り組むとともに、その関連道路である北山通線の整備を進めます。

また、淀川を渡る牧野高槻線及び京都守口線については、協定に基づき本市が用地取得業務を進めるなど、早期完成に向けて大阪府と連携した取り組みを進めます。



牧野長尾線 道路整備工事

重点的な取り組み：市内主要駅周辺の交通環境の改善

鉄道駅等を中心に居住及び都市機能の集積などを図る集約型都市構造の実現に向け、主要駅周辺の交通環境の改善に取り組みます。

このうち、広域中心拠点の枚方市駅周辺については、枚方市駅周辺再整備ビジョンの将来像を見据え、交通環境の改善を図るため枚方市駅高架下道路の改良工事に着手します。また、安全・安心な道路空間の確保や良好な都市景観を形成するため、市道枚方市駅前線の無電柱化の整備に着手します。

地区拠点の御殿山駅周辺については、今後も安全・安心な交通環境の確保に向け、関係機関との協議や地域と協働・連携した取り組みを継続します。

重点的な取り組み：魅力ある公園の整備や緑化推進によるみどり豊かな都市環境の形成

都市の魅力向上につながる、みどり豊かな都市環境の形成に向け、市民にとって利用したいと思える公園の整備・再生や緑化の推進を図ります。

そのため、枚方市が所管する公園の中で最大の広さを有する王仁公園の再生については、既存施設を有効活用しながら、一部区域において民間活用導入に向けて取り組むとともに、今後の社会情勢の変化を見据えて、さらなる調査・検討を行います。

また、少子高齢化の進展などにより、利用者の減少や施設の老朽化などの課題が顕在化している小規模公園については、地域が使いたいと思える公園へ再生・活性化できるよう公園のあり方について地域とともに検討を進めます。

緑化推進については、新型コロナウイルス感染症の拡大で中止していた「緑化フェスティバル」を開催するなど、様々な方法での啓発を行います。また、引き続き「花いっぱい健康づくりプロジェクト」※等を通じて地域の緑化推進につなげることや、昨年度より実施している花と緑の園芸楽校を実施することでみどりに関わる市民の育成を進めて行きます。

※花いっぱい健康づくりプロジェクト・・・福祉関係施設の利用者等に種から花苗を育てていただき、その花苗の一部を公園アダプト団体に配付し、地域の公園へと植え替えを行う。



重点的な取り組み：持続可能な地域公共交通の実現

人口減少や少子高齢化が進む中、誰もが移動しやすく、活力ある枚方市を維持するため、公共交通を使いやすく、また使いたくなるように、利用環境の改善に取り組めます。

そのため、バス待ち環境の整備として、3基の単独バス停部で植栽などによる緑化、遮熱性の上屋や舗装の整備を行うとともに、駅前広場などバスロータリー3箇所の設計を行います。

また、市内転入者等に配布している交通タウンマップを定期的に更新するとともに、ウィズコロナ、ポストコロナを意識し実施方法を工夫して「バス！のってスタンプラリー」等のイベントを開催することで公共交通を利用する機会の増加を図ります。

さらに、それぞれの地域にあった交通サービスを確保するため、地域支援・自主運行型コミュニティ交通システムの一つであるボランティア輸送について、地域と協働し取り組むなど、交通に対する意識の醸成や機運の向上に向けた支援を進めます。



交通タウンマップ

重点的な取り組み：安全・安心で快適な交通環境の創出

安全・安心な歩行者ファーストの道づくりとして、子どもの交通安全プログラムに基づき、通学路や未就学児移動経路の安全対策を重点的に取り組むとともに、警察等関係機関と連携し、本市の道路を安全に利用していただけるよう交通安全対策に取り組めます。

また、「枚方市バリアフリー基本構想」等に基づき、高齢者や障害者などをはじめ、誰もが安全快適で円滑に移動できる施策を推進するとともに、「枚方市自転車活用推進計画」等に基づき、安全で快適な自転車通行空間の確保に向けた整備を計画的に進めます。

市民の交通安全に係る意識の向上及び活動を推進するため、地域と連携した活動を展開します。併せてめいわく駐車、放置自転車を防止することにより、快適な交通環境の創出を図ります。



重点的な取り組み：道路・公園・準用河川等の効率的・効果的な維持管理

市民の安全・安心を第一に考え、道路や公園、準用河川などの効率的・効果的な維持管理に取り組めます。

そのため、それぞれの施設の機能や安全性を確保できるよう、異常や支障箇所の早期発見を目的に、各関係機関との連携や部内での定期的なパトロールを継続して行い、迅速な対応に努めま

す。

また、持続可能な維持管理を推進するため、道路の舗装や橋梁、公園施設などの長寿命化計画に基づき、国の補助金などを活用しながら、効率的・効果的に各施設の長寿命化を進めます。特に、災害時に緊急車両等の通行路となる緊急交通路を含む主要道路については、リフレッシュ事業※などによる更新、改築等も行います。

準用河川については、自然災害に強い河川環境を確保し、維持管理を効率的に行うため、整備計画に基づき、段階的な整備の検討に取り組めます。

※リフレッシュ事業・・・交通量の多い都市計画道路や主要なバス通り 12 路線を選定し、予防保全の観点から現在の利用状況にあった舗装構成に改築し、道路の効率的・効果的な維持管理を図る。



道路の穴ぼこの補修



高所作業車による緑地の樹木剪定

令和4年度 (2022年度)	会計管理者の取り組み
<部長の方針・考え方> 法令等に基づく、適正かつ円滑な会計業務の執行 より効率的で円滑な会計事務の執行	
<部の構成> 会計課	<主な担当事務> (1)現金（基金に属する現金を含む）、有価証券及び 物品の出納・保管に関すること。 (2)収入及び支出命令の審査に関すること。 (3)財政資金の需要計画の策定に関すること。 (4)決算及び付属書類に関すること。 (5)指定金融機関・収納代理金融機関に関すること。

重点的な取り組み： より効率的で円滑な会計事務の執行

新型コロナウイルス感染症に関連するものなど緊急性の高い経費やその他の経費を円滑に支出するため、いかなる状況下においても、社会・経済活動を阻害することのないよう、業務の遂行に努めます。また、より効率的・効果的な審査手法の検証・検討を進めるとともに、適正な出納事務に努めます。

令和4年度
(2022年度)

上下水道局の取り組み

＜局の方針・考え方＞

水道・下水道事業を持続的・安定的に取り組んでいくため、公営企業として独立採算の原則を念頭においた戦略的な経営の推進と水道ビジョン2022・下水道ビジョン2022に掲げる以下の基本理念を実現し、また、水道法改正による水道の基盤強化や下水道法改正による浸水対策の強化、SDGsの達成など社会情勢の変化に局一体となって迅速に対応できる執行体制を整備します。

【基本理念】

未来につなぐ 枚方の水道
未来につなぐ 枚方の下水道

＜局の構成＞

経営戦略室上下水道計画課
経営戦略室上下水道財務課
上下水道総務室総務課
上下水道総務室営業料金課
上水道室上水道管理課
上水道室浄水課
上水道室上水道工務課
上水道室上水道保全課
下水道室下水道管理課
下水道室汚水整備課
下水道室雨水整備課
下水道室下水道施設維持課

＜主な担当事務＞

- (1) 局の事務事業の見直しの総括に関すること。
- (2) 局の総合計画及びその調整に関すること。
- (3) 局の予算及び決算に関すること。
- (4) 文書及び法規に関すること。
- (5) 職員の人事、給与及び福利厚生に関すること。
- (6) 水道及び下水道の整備に関すること。
- (7) 局の工事の検査及び審査に関すること。
- (8) 局の危機管理に関すること。

重点的な取り組み：適正な予算編成と執行管理

新型コロナウイルス感染症の影響下においても、将来にわたって安定的に水道・下水道サービスを提供できるよう、経営基盤の強化や財政マネジメントの向上を図る必要があります。このことから、上下水道局が一体となり、将来世代に負担を先送りしないよう、計画的な事業執行と長期的視野をもった財政運営を行います。

重点的な取り組み：雨水整備事業・浸水対策

近年の計画降雨を上回る集中豪雨対策として、下水道浸水被害軽減総合計画に基づき、楠葉排水区において引き続き雨水貯留施設等の整備を進めます。また、浸水頻度の高い地域の被害軽減に向けた工事や設計業務に取り組みます。

＜シールドマシン到達＞



＜推進工準備中＞



重点的な取り組み：中宮浄水場更新事業

安全・安心で持続可能な水道の供給を実現するために、令和9年度（2027年度）からの本格稼働を目指し、新たな中宮浄水場の詳細設計に取り組みます。



[完成予定図（イメージのため今後の進捗に伴い変更が生じる場合があります。）]

重点的な取り組み：下水道施設の老朽化対策・地震対策

市民生活の安全確保を図り、老朽化対策などに取り組むため、下水道整備基本計画や予防保全型を重視した計画的な下水道施設の改築及び耐震化を定めた下水道ストックマネジメント計画を着実に推進し、維持管理に係るライフサイクルコストの最小化を図ります。

「管路施設」については改築計画の作成、改築工事及び楠葉処理分区において管路施設の耐震化工事に取り組みます。

また、「ポンプ施設」については蹠跢ポンプ場機械設備の改築工事、出口汚水中継ポンプ場受変電設備等の更新工事に向けた実施設計業務に取り組みます。加えて、耐震性能の確保に向けて北部ポンプ場で工事を行い、溝谷川・安居川ポンプ場では実施設計業務を行います。藤本川・黒田川・蹠跢ポンプ場では耐震診断業務を実施します。

管渠等の老朽化や誤接続により汚水管渠に雨水等が浸入する「雨天時浸入水」の対策については、楠葉処理分区において流量調査を実施するとともに、令和3年度（2021年度）に実施した送煙調査の結果に基づき、発生源対策の検討を行います。また、汚水マンホール等からの溢水対策として既設管渠の管内貯留化工事を行います。

<蹠跢ポンプ場内部>



<北部ポンプ場外観>



重点的な取り組み：水道施設等の更新・耐震化事業

枚方市水道施設整備基本計画に基づき、引き続き津田低区配水場の既設 1、2 号池の耐震工事を進めるとともに、田口山配水場ポンプ棟の耐震補強設計に取り組みます。

水道管路については、送水管・配水本管・配水支管の更新及び耐震化を効率的・効果的に進めます。

重点的な取り組み：下水道マンホール蓋（ふた）の有効活用

現在導入している下水道マンホール蓋の広告について、新たな設置箇所を検討のうえ、8ヶ所を増設予定であり、今後も引き続き設置箇所の検討を行っていきます。

また、経年劣化などの理由で取り換えたマンホール蓋は、金属の売り払いで処分していますが、近年のマンホール人気から使用できなくなったマンホール蓋の販売を実施します。これらの取り組みにより、下水道事業の PR とマンホール蓋の広告収入及びマンホール蓋の販売収入による新たな財源の確保を図ります。

重点的な取り組み：危機事象への対策

生活に不可欠な水道水の供給と下水道による快適な生活環境の確保を持続するため、発生が予想されている大地震や風水害等の危機事象への備えとして緊急出動班の体制整備やマニュアルの作成、給水訓練等に職員一丸となって取り組んでいます。

令和 3 年度（2021 年度）に和歌山市で発生した水管橋崩落事故の早期復旧のため、8 日間にわたり職員を派遣しました。

派遣後は、この事故で得たさまざまな教訓を踏まえた災害対応訓練を実施しており、今後もより実践的な訓練の実施など、施設の老朽化に伴う漏水などの危機事象への備えにも取り組みます。



（和歌山市水管橋崩落事故の様子）



（和歌山市での給水活動の様子）

重点的な取り組み：オンライン化の推進

市全体として市民・事業者の利便性向上や非接触型行政サービスの提供等を目的とし、所管手続のオンライン化が推進されている中、上下水道局において現在紙媒体やメール等で受付している各種申請や事務手続き等について、Logo フォームの積極的な活用や先進的にオンライン化を実施している他市等の事例や手法などを参考としながら、オンライン化の実現に向けた課題解決の検証等を行い、上下水道局としてオンライン化の推進を図ります。

重点的な取り組み：人材育成

水道・下水道事業が、お客さまの信頼の上に成り立っており、24 時間 365 日公務員であることを全職員が認識し、服務規律の確保を徹底していくため、人権尊重を含めたコンプライアンスの浸透・定着に向けた取り組みを継続的行っていきます。

また、水道・下水道事業ともに、高度な専門技術の習得が必要なため、外部研修への参加を促進するとともに、必要な技術が継承されるよう OJT の推進を図ります。併せて、有益な人材育成研修は、各職場だけでなく上下水道局全体においても積極的に実施します。

重点的な取り組み：広報・情報発信

水道・下水道の取り組みを積極的に PR するため、情報誌「Water 通信」の発行、ホームページや SNS の活用のほか、出前講座など様々な機会を通じて、引き続き広く情報発信していきます。

令和4年度
(2022年度)

市立ひらかた病院の取り組み

＜部長の方針・考え方＞

本院は「心のかよう医療を行い、信頼される病院」を基本理念に掲げ、患者の皆さんや地域の皆さんとの信頼関係を築き、安心と満足を得られる質の高い医療を提供することで地域に貢献するよう努めています。

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の先行きが不透明な中、引き続き“コロナ対応と通常診療の両立”を基本方針に、北河内医療圏における唯一の感染症指定医療機関かつ市立病院として、新型コロナウイルス感染症への対応をはじめ、救急医療や小児医療、災害医療などの政策的医療を提供しつつ、最先端医療機器の整備など、アフターコロナに向けた医療体制の充実を図っていきます。

また、今後5年間を見据えた新たな中期経営計画を策定し経営改善に取り組むなど、持続可能な医療提供体制の確立に向け、病院経営の健全化に取り組んでいきます。

＜部の構成＞

- ・診療局、看護局、薬剤部
医療安全管理室、
医療相談・連携室
- ・事務局
経営管理室総務課
経営管理室経営企画課
医事課

＜主な担当事務＞

- (1) 患者の診療及び看護に関すること。
- (2) 薬品の検査、出納及び保管に関すること。
- (3) 病院の安全管理に関すること。
- (4) 医療相談及び地域連携に関すること。
- (5) 文書、人事、服務、病院施設の管理に関すること。
- (6) 診療費請求等の医事業務及び電子計算組織の管理運営に関すること。
- (7) 病院の経営、財務、契約に関すること。

重点的な取り組み：新型コロナウイルス感染症への対応

本院では、新型コロナウイルス感染症の発生以降、北河内二次医療圏における唯一の感染症指定機関として、感染の拡大状況に応じ、適宜受入れ病床を拡大するなど、多くの感染症患者を受け入れるとともに新型コロナウイルス感染症に特化した診療を行う発熱外来の設置など、感染患者に対して適切な医療を提供するよう努めてきたところです。

今後も引き続き、感染拡大時であっても適切に対応すべく、医療体制の整備を図りつつ医療材料等の物資の確保にも努めるなど、市民等の安全確保に貢献していきます。

また、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化し、職員の心身への疲労が蓄積していることに鑑み、引き続き積極的なメンタルヘルスケア対策を講じていきます。

あわせてこれまでの経験を次に活かしていけるよう、課題整理及びその対応策の検討にも取り組んでいきます。

重点的な取り組み：地域連携のさらなる推進

地域医療支援病院としての役割を果たしていくため、引き続き、地域の診療所への訪問を計画的かつ積極的に行うことで紹介患者の増加に努めつつ、紹介率及び逆紹介率の向上について職員の意識徹底を図るなど、地域の医療機関との業務連携の更なる強化に取り組めます。

重点的な取り組み：診療体制の充実

これまで令和元年度に“消化器センター”、令和2年度には“下肢機能再建センター”を開設し、診療体制の充実を図ってきました。引き続き地域の診療所へのPR等の積極的な情報発信により、本院の強みとして更なる集患に繋がるよう努めていきます。

さらに、新たな治療方法の導入や医療スタッフの育成にも努め、医療の充実を図ります。

重点的な取り組み：新たな経営計画の策定

令和3年度に終期を迎えた「市立ひらかた病院改革プラン（第2次中期経営計画）」について、取り組み成果の検証と、令和4年3月に策定された、国の「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を踏まえ、新たな経営計画を策定します。

新たな計画の策定に際しては、将来的な医療需要を踏まえ超高齢社会にも耐えうる医療提供体制を構築するために国や大阪府で議論されている“地域医療構想”の動向も踏まえつつ、医師の働き方改革や新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取り組みなど、医療を取り巻く中長期的な動向も見据え、本院が将来にわたって地域住民に必要な医療を提供していくための今後5年間の必要な取り組みについて検討していきます。

重点的な取り組み：最先端医療機器の整備

本院では、従来の開腹手術とは異なり、低侵襲な「腹腔鏡手術」を多く実施することで、術後の傷跡が目立たない、早期回復が見込めるといった患者さんの心身の負担軽減に努めてきました。

近年、この「腹腔鏡手術」の特性を生かしつつ、ロボットの支援機能によって、これまで腹腔鏡手術が困難であった部位への手術が可能となる「ロボット支援手術」の導入が進んでいることから、本院においてもこれを導入し、これまで以上の幅広い疾患に低侵襲な医療を提供するとともに、最先端医療を有することを本院の強みとして人材確保や集患に繋げていきます。

重点的な取り組み：新たな情報発信事業の強化

積極的な情報発信によって地域住民や地域の診療所からの信頼感や安心感の向上に繋げていくため、民間のノウハウを活用した情報発信事業を開始します。

ホームページについて、地域の医療機関との連携機能の付与など利便性の向上を図りつつ本院の魅力や強みが効果的にPRできるよう魅力的なページにリニューアルするとともに、これを冊子やパンフレット等とも連動させた、一体的な事業として展開します。

重点的な取り組み：院内ネットワーク整備

電子カルテシステム及びインターネット環境などのネットワーク機器の保守期限が令和4年10月となっていることから、機器の更新・整備を行うとともに、これにあわせて外来待合や病室でのインターネット環境の整備を進め、患者サービスの向上に努めます。

令和4年度 (2022年度)	総合教育部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ○教育大綱、教育振興基本計画に基づく取り組みの実現 ○教育委員会と市長部局の連携による施策の充実 ○誰一人取り残さないSDGsの目標を踏まえた取り組みの推進	
＜部の構成＞ 教育政策課 新しい学校推進室 おいしい給食課 中央図書館	＜主な担当事務＞ (1)教育に関する事務の点検・評価等、教育施策の総合調整に関すること。 (2)社会教育に関する調査研究、企画、立案に関すること。 (3)通学路の安全に係る企画、立案及び対策に関すること。 (4)学校規模等適正化の推進に関すること。 (5)学校給食に関すること。 (6)図書館サービスに係る企画・運営に関すること。

重点的な取り組み：学校規模等の適正化（禁野小学校の開校等）

将来の児童・生徒数を見据え、教育環境の維持・向上のため策定した「枚方市学校規模等適正化基本方針」及び「枚方市学校規模等適正化実施プラン」に基づき、旧高陵小学校と旧中宮北小学校の統合を進め、令和4年4月、禁野小学校が開校しました。今後は、新しい学校づくりにかかる諸課題や禁野小学校新校舎の施設等に関する事項について取り組みを進めます。

また、旧中宮北小学校の跡地活用について、施設の集約化を基本に地域等の意見もお聞きしながら協議検討を進めます。

大規模校・過密校においては、引き続き、児童・生徒数の将来推計の把握や住宅開発等の定期的な確認を行い、教室が不足することのないよう注視するとともに、小規模校においては、枚方市学校規模等適正化基本方針に基づき、適正化に向けた取り組みを進めます。

重点的な取り組み：小学校水泳授業の民間活力の活用

児童の泳力向上を図るため、小学校の水泳授業において、民間の専門スタッフが指導に当たる取り組みを進め、併せて、水泳授業に係る業務の改善や、学校プール施設の老朽化に伴う維持管理、改修・改築費用の縮減などにつなげます。

令和4年度は実証期間として、小学校6校において、児童が民間のプール施設に移動して授業を行う方法と、専門スタッフの派遣を受けて学校プールで授業を行う方法で取り組みを進め、手法を含めた事業の効果・課題の検証を行います。

その後、検証結果を踏まえ、令和5年度以降の年次スケジュールや実施手法を学校ごとに明らかにした推進計画を作成し、順次、民間活力の活用を進めていきます。

重点的な取り組み：小中学校給食の取り組み

全ての生徒にとって望ましい持続可能な中学校給食の実現に向けた取り組みを進めます。

令和３年度に設置した有識者や PTA、学校関係者で構成する「枚方市中学校給食あり方懇話会」からの意見等を踏まえ、「(仮称)今後の中学校給食に関する方針」を策定するとともに、安定的で継続的な手法の具体化に取り組んでいきます。

老朽化が進む小学校給食の単独調理場については、改修・整備に関する計画を明確化するとともに、給食の提供に不可欠となる改修工事や衛生管理に優れたドライシステム導入などの整備に取り組めます。

重点的な取り組み：図書館施策（電子図書館・学校図書館支援事業・財源確保など）について

ICTの進展及びコロナ禍における新しい生活様式にも対応した図書館サービスとして令和３年７月に導入した電子図書館システムについて、積極的な PR 及び情報発信を行い、更なる利用者拡大を図ります。

既に導入しているネーミングライツの追加募集や、広告媒体の範囲拡大、図書館敷地内に設置する自動販売機の増設など、市民サービスの向上に取り組むとともに、図書費の財源確保に努めます。

児童・生徒の読書習慣の確立や情報活用力の育成をめざし、市立中学校全 19 校に加え、市立小学校 20 校に配置した学校司書（うち、小中学校 2 校兼務 8 人、小学校 2 校兼務 6 人）と連携しながら、学校図書館機能の向上及び充実に努めます。さらに、学校図書館システムの管理・技術的支援等を行うとともに「調べ学習等団体貸出」など図書の貸出により学校図書館への支援に取り組めます。

図書館 7 分館（香里ヶ丘・楠葉・菅原・蹉跎・牧野・津田・御殿山）について、指定管理者の指定期間が令和 5 年（2023 年）3 月 31 日で満了となるため、令和 4 年度において、次期指定管理者の公募を行います。

重点的な取り組み：児童・生徒の通学路の安全対策

通学路の安全確保のため、「枚方市子どもの交通安全プログラム」に基づき、警察や道路管理者等と連携して定期的な合同点検を実施し、交通安全教育や通学路の変更、見守りの強化などソフト対策とともに、路面標示やポストコーン設置などにより、通学環境の改善を行い、継続的な取り組みを進めていきます。

また、登下校における児童・生徒のさらなる安全・安心を高めるため、公民連携による民間活力を活用するなど多様な取り組みを進めていきます。

重点的な取り組み：学校における新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策

児童・生徒の安全・安心を守るため、国の補助金や交付金も活用しながら新型コロナウイルス感染症対策を講じます。児童・生徒への感染防止の徹底のため、教室等の衛生環境の向上に必要な消毒液などの購入予算を学校へ配当します。

学校給食における感染症対策については、給食当番を行う児童・生徒の毎日の体調チェック・記録を行うとともに、「手洗い」「黙食」「机を向かい合わせにしない」などの感染防止対策を継続していきます。調理場においては、調理員の手洗い・消毒の徹底や飛沫感染防止はもとより、休憩時に密とならないよう食事の時間をずらすなどの接触感染防止にも取り組みながら、感染症対策を継続していきます。

重点的な取り組み：社会教育の推進

超スマート社会やグローバル化の進展など社会が激しく変化する中、SDGs の目標「質の高い教育をみんなに」を念頭に、市民が人生 100 年時代を豊かに生きていける取り組みを展開します。

今年度は「変化の時代に生きる」という視点から、暮らしに役立つ社会制度をテーマにした社会教育基礎講座や、子育て支援を行う家庭教育支援事業、人権を尊重することの大切さを伝える社会教育（人権）講座等を開催します。

また、日本語・多文化共生教室「よみかき」については、新たなスタッフを養成する講座を実施し、受講者のニーズに応じた教室開催につなげます。

なお、各事業の実施に当たっては、広く情報が届くよう、教育委員会のブログなども活用しながら発信の強化に努めます。

重点的な取り組み：教育委員会の情報発信の強化

子どもたちが自らよりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められる中、さまざまな教育施策を推進するため、市長と教育長、教育委員とで構成する「総合教育会議」も活用しながら、市と教育委員会の連携による施策の充実を図るとともに、教育委員会と学校の情報共有を密にし、より一体となった学校運営を進めます。

その上で、児童・生徒、保護者、市民にとって必要な情報を適切に発信するため、学校ブログの本格運用を開始し、学校での児童・生徒の様子や配付物、行事予定のほか、教育委員会での取り組み等を積極的に公表するなど、教育委員会の活動の見える化を進めます。

重点的な取り組み：学校施設の環境整備の推進

小中学校のトイレについては、洋式化、ユニバーサル化、ドライ化を標準的な仕様として令和5年度までの整備完了をめざします。

小中学校体育館への空調整備については、令和6年度までの導入完了に向けて、整備事業者の選定を進めます。

また、学校施設のバリアフリーについては、児童・生徒や学校の状況を踏まえ、国の整備目標や財政支援制度などを勘案しながら、エレベーターを含めた円滑な移動支援に関する整備方針の策定に向けて取り組みます。

令和4年度 (2022年度)	学校教育部の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ① 子どもたちの未来への可能性を最大限に伸ばす学校教育の充実 ～SDGsの目標4（質の高い教育をみんなに）を踏まえた学校教育を～ ② 一人一人の子どもに寄り添った安全安心な居場所の確保 ③ 教職員の働き方改革の実現	
＜部の構成＞ 教育支援室学校支援課 教育支援室児童生徒支援課 教育支援室放課後子ども課 学校教育室教職員課 学校教育室教育研修課 学校教育室教育指導課	＜主な担当事務＞ (1)小学校及び中学校への就学に関すること。 (2)児童・生徒及び園児の健康に関すること。 (3)生徒指導及び安全指導に関すること。 (4)支援教育に関すること。 (5)留守家庭児童会室に関すること。 (6)総合型放課後事業に関すること。 (7)枚方子どもいきいき広場に関すること。 (8)教職員の定数管理及び学級編制に関すること。 (9)教職員の労働安全衛生に関すること (10)教職員の研修に関すること。 (11)学校園の教育課程に関すること。

重点的な取り組み：学力向上のための授業の改善・家庭学習の充実

～ GIGA スクール構想 一人一台タブレットを活用して ～

「Hirakata 授業スタンダード」（第2ステージ）に基づいた授業研究・研修を充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を進めることで、子どもたちの学力向上をめざします。情報活用能力の育成に当たっては、「枚方版 ICT 教育モデル」（第2版）を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、一人一台端末等の ICT を計画的に活用します。また、児童・生徒がタブレット端末を安全に、かつ、安心して使用できるようデジタル・シティズンシップ教育の取り組みを進めます。

具体的で効果的な取り組みを学校間で共有できるポータルサイト「GiGA スク！ひらかた」の活用や実践事例集「HI-PER」のシステム、教員と市教育委員会の指導主事で構成される「小学校情報教育推進ワーキングチーム」・「中学校 教科別情報教育推進ワーキングチーム」等を通じて、すべての学校が主体的に取り組めるよう進めていきます。また、引き続き ICT 支援員を各学校へ配置し、サポート体制の充実に取り組みます。

中学校にデジタル採点システムを導入することにより、児童・生徒の弱点を把握し個別最適な学びにつなげるとともに、教員の採点から成績処理の負担を軽減します。

小学校3・4年生対象の社会科においてデジタル副読本『わたしたちのまち 枚方』を活用し、児童の興味や関心を引き出す授業を実施します。

併せて、ブログ型ホームページを活用し、学校が授業や様々な教育活動の様子を積極的に発信できるよう、よりタイムリーで分かりやすい情報発信を行います。

重点的な取り組み： いじめ、不登校等の未然防止

不登校の兆しのある児童・生徒へのきめ細やかで適切な対応を行うとともに、長期にわたる欠席の原因や状況を分析し、どのような支援が必要かを見極めた上で、ICTを活用した活動等、個に応じた支援を行っていきます。

いじめ防止対策推進法及び枚方市いじめ防止基本方針等に基づき、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうるものであることを十分認識した上で、いじめの未然防止に向け、各学校へ心の教室相談員やスクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）を配置・派遣し、子どもたちや保護者が気軽に相談できる体制を整えます。また、学校は、いじめの発見・通報を受けた場合には、学校内のいじめ対策を実行的に行う「いじめ防止対策委員会」を設置し、関係機関と連携を図りながら組織的に早期解決をめざします。

いじめや不登校をはじめ、さまざまな困りごとを、子どもが一人で抱え込むことがないように、子どもが発する心のサインを可視化する ICT 等を活用した新たなシステムを子ども未来部の関係各課と連携し、構築していきます。

重点的な取り組み： 英語教育の推進

小中学校へのJTE・NETの配置を継続するとともに、大阪府の加配教員に加えて、市独自の英語専科教員の配置を行います。また、教員間において授業の好事例等をICT機器を活用して情報共有することで、小学校における英語教育の充実に努めます。

中学校においては、昨年度まで実施していた外部英語検定試験に代えて、中学2・3年生を対象にした英語学習アプリを導入することで、英語4技能を継続的に育成し、生徒の学習意欲の向上を図ります。

一人一台端末を活用して、本市の学校と海外の学校がオンラインで交流する取り組みを推進します。また、関西外国語大学との連携を継続し、小学校教諭の大学の講義への参加や、「枚方英語村」の実施などを通して、児童・生徒、教員の英語によるコミュニケーション能力を育成する取り組みを進めます。

重点的な取り組み： 読書活動の推進

学校司書25名を中学校19校区と小学校20校に配置し、児童・生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の育成に向けて読書活動を推進します。また、学校図書館の充実をめざし、司書教諭や学校司書を対象とした研修を行っていきます。

重点的な取り組み：学校の業務改善

学校が主体的に業務改善の取り組みを進めるよう支援することで、学校教育の水準の向上をめざします。また、令和4年度の業務改善推進校の具体的な好事例を発信するとともに、これまでの業務改善推進校での取り組みをもとに自走している学校の取り組みについても共有していきます。

また、小学校における専科指導による担任の業務時間軽減等にかかる効果についても共有していきます。

さらに、コロナ禍を踏まえる中で、これまでの教育活動の意義や内容を改めて見直し、新たな発想と工夫で、より子どもたちにとって有意義な取り組みが行われるよう、市教育委員会として、業務の整理や適正化を行っていきます。

中学校部活動については、地域人材等を活用した仕組みづくりに向けて、関係機関と連携して、一部の部活動を対象に試行実施し、検証を行います。

重点的な取り組み：放課後の安全な居場所づくり

放課後の安全な居場所づくりについては、子育て環境を充実するとともに、子どもの育ちを支援するため、留守家庭児童会室と放課後子ども教室を一体的に運営する総合型放課後事業の全小学校における令和5年度からの実施に向けた取り組みを進めます。

今年度は、その準備段階として、全小学校において校庭開放を実施し、主体的で自由な発想による遊びと、遊びを通じたふれあいの機会を提供するとともに、先行実施4校（民間：2校、直営：2校）において土曜日及び三季休業期に「放課後子ども教室」を実施し、運営のノウハウの蓄積に努めます。

令和4年度 (2022年度)	選挙管理委員会事務局の取り組み
<事務局の方針・考え方> ①適正、円滑かつ効率的な選挙事務の管理執行 ②選挙啓発事業の推進	
<構成> 選挙管理委員会事務局	<主な担当事務> (1)選挙、国民審査及び国民投票の管理執行に関すること (2)選挙の啓発に関すること

重点的な取り組み：選挙の公正かつ適正な管理執行

今年度執行予定の第26回参议院議員通常選挙にあたっては、投票所におけるコロナ対策を含め、十分な事前準備を進めます。また、各部署及び関係機関と連携を図りながら計画的に業務を遂行するとともに、公職選挙法に基づき、公正かつ適正な選挙事務の管理執行に努めます。

なお、令和5年度当初には第20回統一地方選挙（大阪府知事選挙、大阪府議会議員選挙、枚方市議会議員選挙）が予定されていることから、適正な選挙の管理執行に向け、計画的に準備を進めます。

重点的な取り組み：政治や選挙への関心を高めてもらうための啓発事業の実施

多くの方に政治や選挙に関心を持ってもらえるよう、機関紙白ばらの発行や白バラ講座の開催など、枚方市明るい選挙推進協議会と協力して啓発事業を進めます。

また、特に若年層の投票率が低い状況にあることから、将来有権者となる学生に選挙を身近に感じてもらう機会の提供として、市内の小・中・高校に対して投票箱や記載台等の選挙物品の貸出しを行っている旨の周知を積極的に行います。その他、生徒に明るい選挙啓発ポスターコンクールの作品を募集するなど、教育委員会をはじめ関係機関と連携して啓発事業を実施するとともに、新たに有権者となった満18歳の方に対し、選挙啓発のはがきを発送し投票を促すなど、若年層を中心とした啓発事業を進めます。

令和4年度 (2022年度)	監査委員事務局の取り組み
＜事務局長の方針・考え方＞ ①効率的な行財政運営と適正な事務執行の確保を目的として監査を実施する監査委員の適切な補助 ②監査結果を活用した全庁的な事務の効率化や改善の促進 ③監査の実施をツールとした職員の意識向上や人材育成への活用の働きかけ	
＜部の構成＞ 監査委員事務局	＜主な担当事務＞ (1)定期監査、随時監査、行政監査、財政援助団体等監査、住民監査請求に基づく監査及びその他特別監査に関すること。 (2)例月現金出納検査に関すること。 (3)決算審査、基金の運用状況審査、財政健全化審査に関すること。

重点的な取り組み：各種監査の円滑な実施

令和2年4月1日施行の枚方市監査基準を踏まえ、各種監査等を実施します。

定期監査及び随時監査の実施に当たり、事務局は書類等の確認及び現地調査等を行い、対象部署の事務の執行状況を監査委員の協議の場へ報告します。

なお、庁内における新型コロナウイルス感染症への対応や交代制勤務等の実施を踏まえ、定期監査の実施手法の一部見直しを行い、被監査部署等の負担軽減に努めます。

監査委員は、対象部署への聴取の後、指摘・改善事項や意見・要望事項等の監査結果の講評を経て、市長、市議会等に提出、公表を行います。

事務局は、監査委員によるこれらの監査が円滑に実施できるよう努めます。

住民監査請求が提出された場合は、監査期間の60日以内に監査結果を出せるよう、事務局として適切に対応します。

また、令和3年度より、本市においても内部統制制度の運用が開始されたことから、監査委員監査のあり方や手法等について検討を行います。

重点的な取り組み：例月現金出納検査及び決算審査等の円滑な実施

監査委員が毎月行う各会計の現金出納検査に際し、事務局として事前に各会計の書類等の内容を確認し、その結果を監査委員に報告します。

決算審査については、市長から監査委員に付された決算書、その他関係諸表等について、事務局として事前に計数の確認や予算の執行と会計処理が適正で効率的に行われているか等の確認を行い、監査委員の協議の場へ報告します。監査委員は、関係部署への聴取を行うとともに、会計ごとに意見をまとめ、決算審査意見書として市長へ提出します。

例月現金出納検査については毎月1回、決算審査等については6月から8月の間に実施し、事務局は、監査委員によるこれらの検査及び審査が円滑に実施できるよう努めます。

重点的な取り組み：監査結果に関する情報発信

監査結果を公表し、市民に対する説明責任を果たすことにより、引き続き、市政への信頼確保につなげます。

庁内に対しては、グループウェア上の監査庁内報「オーディット・フォーラム」の発行を通じて監査結果等をわかりやすく伝えることにより、改善等が必要な事項について、監査対象部署のみならず、全庁的な課題として共有され、事務の効率化や改善に活用されるよう取り組みます。

令和4年度 (2022年度)	農業委員会事務局の取り組み
＜構成＞ 農業委員会事務局	＜主な担当事務＞ (1) 農業委員会に関すること。 (2) 農地銀行に関すること。 (3) 農地台帳の整備に関すること。 (4) 農業者年金に関すること。 (5) 農地法等に基づく業務に関すること。

重点的な取り組み：農業委員会の円滑な運営

毎月の農業委員会総会における許可案件等について、法令に基づく的確な審議を行うため、普段の調査・相談活動において、委員と事務局職員との一層の情報共有化を図るなど、円滑な運営に取り組めます。

重点的な取り組み：農地銀行による農地貸借の結び付けの強化

農地銀行に係る農地貸借希望台帳の登載件数を増やし、地域の実態に応じた活動を展開することにより、農地の貸し手借り手のマッチングを進め、利用権の設定につなげます。

また、引き続き農業委員会のホームページに農地銀行の内容について掲載するとともに、市内農業者向け情報誌「農委だより」を発行し、農地貸借希望台帳の啓発・周知を図ります。

重点的な取り組み：農地適正管理システムの精度向上

的確な農地情報（農業者、所在、地番、面積等）の把握に努め、適正に各種データ等の補正を行うことにより、農地適正管理システムの精度向上を図ります。

令和4年度 (2022年度)	市議会事務局の取り組み
＜部長の方針・考え方＞ ①本会議、委員会等の円滑な議事運営を期する。 ②市議会の行政監視機能等が十分に発揮できるよう、適正かつ迅速に対応する。 ③庁内外の各種研修を積極的に活用するなど、人材育成に取り組むことで、事務局全体の機能強化を図る。	
＜部の構成＞ 議会総務課 議事調査課	＜主な担当事務＞ (1)本会議等の運営に関すること。 (2)議長・副議長の秘書に関すること。 (3)政務活動費の交付に関すること。 (4)本会議等の記録作成に関すること。 (5)枚方市議会報の発行に関すること。 (6)議員の調査・研修に関すること。 (7)議会の政策法務に関すること。

重点的な取り組み：本会議、委員会等の適正な運営

本会議、常任・特別委員会、委員協議会その他の会議の運営が公正・円滑・活発に行われるよう、きめ細かな調整と迅速な準備を進め、議会全体の更なる機能強化と活性化に取り組みます。

具体的には、通年議会を導入している本会議の運営をはじめ、所管事務調査等に取り組む常任委員会活動に積極的に関わるとともに、社会情勢やニーズに応じた効果的な議員研修を実施するため、先進事例や講師の情報などの調査・研究を進めます。また、議会の運営根拠や先例等を掲載した例規解説集（十訂版）を編集します。

重点的な取り組み：ICT化の推進

令和2年度にタブレット端末および文書共有会議システムを導入し、一部の会議資料や議員配付文書を電子化するなど、ペーパーレス化の試行運用を行い、令和3年度では、本会議、常任・特別委員会においてもタブレット端末を活用したペーパーレス化を推進し、令和4年3月定例会月議会から本格運用に移行しました。

今年度においては、本格運用の検証に基づく課題整理を図りながら、ペーパーレス化による効率的な会議運営をさらに進めます。

また、タブレット端末をより有効に活用するため、令和3年度において、制限していた機能の一部を解除しました。今年度においてはタブレット端末の活用状況について検証するとともに、さらなる有効活用に取り組みます。

さらに、令和4年3月定例会月議会において、オンライン委員会の導入に係る委員会条例等の一部改正案を議決したところであり、今年度においては、オンライン委員会の開催要請があった場合に円滑に運用できるよう、各委員会の形態に応じた実施体制を構築します。

重点的な取り組み：災害時や新型コロナウイルス感染症対策における活動支援の強化

地震や台風などの大規模災害の発生時に、災害対策本部と連携し、議員の災害対策活動を支援するとともに、「市議会災害対策連絡会議」や「緊急議会」などにおいて迅速かつ適切な対応ができるよう、枚方市議会業務継続計画（BCP）の発動を前提とした安否確認訓練、災害時避難訓練の実施や想定される議案の調査・研究に努め、対応行動の習得を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せず様々な対応が求められている中、市内の感染状況や市の対応策を迅速に議員間で共有できるよう適切な情報共有と情報提供に努めます。

重点的な取り組み：市民にわかりやすい情報発信

議会活動に関する情報発信については、現在実施している以下の手法を継続して行います。

- 枚方市議会報、点字議会報及び声の議会報の発行
- 一般質問・代表質問及び議案審議のインターネットによる生中継と、録画映像の配信
- 会議録の発行及びインターネット上における会議録検索システムの運用
- ホームページやツイッターによる情報発信（会議日程、審議結果等）など

また、より効果的な情報発信ツールの調査・研究を進め、引き続き市民ニーズを踏まえたわかりやすい情報発信に努めます。

具体的には、議案書や委員協議会資料について、令和3年度議会改革懇話会最終報告書の内容を踏まえ、データを提供する理事者側と調整を行いながら、ホームページ掲載に向けた取り組みを進めます。

枚方市議会報においては、令和3年度に新企画コーナーを掲載した際に多数寄せられた市民の意見を基に、より親しまれる議会報となるよう、議会報編集委員会の決定に基づき、紙面のカラー化を進めるとともに、掲載内容の改革に取り組みます。